特別保護地区

1. **富士山南鳥獣保護区特別保護地区**
静岡県富士市、富士宮市所在の国有林静岡森林管理署46林班から57林班まで、74林班から86林班まで、122林班から130林班まで、134林班、135林班、172林班から174林班まで、176林班、201林班及び同県裾野市、御殿場市、駿東郡小山町所在の国有林静岡森林管理署483林班、484林班、499林班、500林班の区域。

2. **愛鷹山鳥獣保護区特別保護地区**
位牌岳を起点として同地点から富士市と裾野市の境界線に沿って西北西に進み鋸岳を経て呼子岳に至り、さらに北に進み越前岳に至り、同地点から富士市と裾野市の境界線に沿って北北西に進み裾野市国有林453林班界に至り、同地点から国有林453林班界に沿って東南東に進み、453及び452林班界に至り、同地点から453及び452林班界に沿って南南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

3. **千頭水窪鳥獣保護区特別保護地区**
千頭水窪鳥獣保護区のうち、国有林天竜森林管理署中716林班及び717林班の各林班、718林班い小班、719林班ほ小班、723林班、725林班へ小班及びイからハの各小班並びに静岡森林管理署中731から733まで、764から766までの各林班の区域と静岡森林管理署中千頭山を起点として、同所から尾根沿いに北西に進み、大井川源流部保生自然環境保全地域との境界線に至り、同所から同境界線に沿って東に進み百俣沢の山頂部から南西に延びる尾根との交点に至り、同所から777林班と780林班、777林班と779林班、778林班と779林班、778林班と768林班、769林班と768林班及び769林班と767林班の各林班界を南西及び北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の区域。

4. **県立森林公園鳥獣保護区特別保護地区**
県立森林公園鳥獣保護区のうち林道尾野線とかえでの道との交点を起点として、かえでの道を南西進し、うぐいす谷広場に至り、同地点から同広場の西沿いの道を南南西進し、水辺の散歩道に至り、同地点から同散歩道を南進し、西の谷奥池の南西隅に至り、同地点から南西進して三方原用水をこえ、西の谷線に至り、同地点から同線を北西進し、県道熊小松天竜川停車場線に至り、同地点から同線を北進し、林道尾野線に至り、同地点から同線を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域。

鳥獣保護区

1. **下田鳥獣保護区**
国道135号と県道須崎柿崎線の交点大字柿崎小字間戸浜63番の23地先を起点として、国道135号に沿って東に1.5km進み、大字柿崎小字向山1,124番の3地先に至る線以南の須崎半島全域。

2. **霊友会周辺鳥獣保護区**
賀茂郡東伊豆町大字大川字本野、石神コグリヒンカ、石神藤久保、石神大詰りの一円の区域。

3. **姫の沢鳥獣保護区**
主要地方道熱海箱根峠線の熱海市と函南町境界との交点を起点とし、同地点から市町界に沿って北東に進み市道日金熱海峠線交点に至り、同地点から同市道を北東に進み市道の広場入口に至り、同地点から市道日金参道線を東進し市道岩下日金線との交点に至り、同市道を東進し岩戸山南下にてハイキングコースを東に進み、同地点からハイキングコースを北東に130m進んだ地点で右折し更に東南に進み市道引地七尾線との交点に至り、同地点から南進し、四叉路の山側電柱（七尾3−2）脇を右折し、同地点から本宮神社裏道を西進し七尾調圧槽に至り、同地点より南進し市道上寺山線終点に至り、同地点から南進し吾妻鏡路トンネル入口に至り、同地点から吾妻鏡路トンネルを経て熱海ゴルフクラブ所有地に接する道路に至り、同地点から同道路に沿って南西に進み市道姫の沢白石線熱海ゴルフ場の境界に至り、同地点から同市道を南西に進み県道熱海箱根峠線の交点に至り、同地点から県道に沿って更に北西に進み、熱海市エコプラントを経て市道笹尻峠線の交点に至り、同地点から市道に沿って北西に進み、函南町境界に至り、市町界を北進し起点に至る一円の区域。

4. **梨本鳥獣保護区**
河津川の支流沼の川の賀茂郡河津町梨本字滝沢と字萩乗境界線を起点として、同川に沿って西北に進み、国有地と民有地境の谷川に至り、同谷川を更に南西に進み、清多峠に至り、同地点より国有地と大鍋字猿沢の境界であるる谷川を下り、大鍋字丸山と大鍋字光増堺に至って、同境界より大鍋字光増と大鍋字丸山の境界である谷川を下り尾根を北東に進み、大鍋、梨本境界に至り、更に同境界を右折し、梨本字日向立谷と梨本字日影立谷との境界に至り、同地点より同字界である谷川を下り、字滝沢と字塔ヶ平境に至り、同境界を東に進み、字塔ヶ平1,153番地を経て字塔ヶ平、字滝沢境界に沿って北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

5. **南アルプス鳥獣保護区**
二軒小屋地内東京電力取水ダムえん堤を起点とし、二軒小屋から千枚岳に至る登山道に入り途中マンノー沢の頭を通過し千枚岳（標高2,879m）を経て、東岳、荒川岳を西進し前岳に至り、これより長野県境線に沿って北西に進み井戸沢ノ頭（標高2,553m）に至り、これより県境線に沿って北上し、板屋岳、大日影山、小河内岳を経て塩見岳、北荒川岳、安倍荒倉岳を通過し三峰岳（長野県、静岡県、山梨県）の交点に至り、これを東進し山梨県と静岡県の県境に沿って間ノ岳に至り、県境線に沿って南進し農鳥岳を経て広河内岳を通過し、大籠岳、笹山、白剥山を経て林班952の南境線に至る。同南境線に沿って二軒小屋地内東京電力取水ダムえん堤（起点）に至る一円の区域。

6. **愛鷹山鳥獣保護区**
東名高速道路と青野（1）橋との交点を起点として、同地点から市道1179号線に沿って北進し、愛鷹林道との交点に至り、同地点から同林道に沿って東進し、401林班と民有地との境界に至り、同地点から同境界に沿って北北東に進み、富士市行政境との交点に至り、同地点から同行政境に沿って北東進し、長泉町と富士市行政境の交点に至り、同地点から富士市と裾野市の行政境に沿って北進し、位牌岳に至り、同地点から453林班境に沿って北西進し、453林班の北西端に至り、同地点から453林班境に沿って南東進し、452林班境との交点に至り、同地点から452林班境に沿って北東進し31境界点に至り、同地点から同点と62境界点を結ぶ直線に沿って南東進し、62境界点との交点に至り、同地点から452林班境に沿って東進し、南進し、451林班境との交点に至り、同地点から452林班境に沿って東進し、451林班境に沿って東進し445林班との交点に至り、同地点から445林班と民有地との境界に沿って南東進し、更に446林班、444林班、443林班と民有地との境に沿って東進し、439林班との交点に至り、同地点から439林班と民有地との境界に沿って南進し、北西進し、池の平林道との交点に至り、同地点から同林道に沿って西進し、438林班との交点に至り、同地点から438林班と民有地との境界に沿って南西進し、沼津市行政界との交点に至り、同地点から同行政界に沿って南進し、東名高速道路との交点に至り、同地点から同高速道路に沿って西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

7. **香貫山鳥獣保護区**
香貫山、徳倉山の全山と鷲頭山のうち、沼津市大平字戸ヶ谷から鷲頭山頂上に至る登山道を登り、鷲頭山頂に至り、更に鷲頭山頂から大平山頂を結ぶハイキングコースを経て伊豆の国市との境を南進し、狩野川放水路隧道上に至り、更に放水路口に至る線より西側一円の区域。

8. **箱根鳥獣保護区**
国道1号の接待茶屋跡を起点とし、静岡県と神奈川県の境界線を基線とし、静岡県側に1,000メートルの間隔をもって平行線上を北西に進み牧道1号線（三島牧野道）を経て裾野市界から県道仙石原新田線を経て御殿場市界に至る。同地点をさらに北に進みベルビュー長尾ゴルフ倶楽部を経て二子山国有林（御殿場市）（沼津事業区）５７７林班界に至る。同林班界を西に進み５７８林・５７７林班界に至り、同林界を北に進み５７８林・５７７林班及び５８２林班界に至り、同林班界に沿って東北に進み市道湯坂峠、市道二子山第１１号線（５７３林・５７４林及び５８０林・５７９林班）との交点に至り、同地点から５７３林・５７４林班界を東に進み５７２林・５７５林班及び５７１林班界を経て神奈川県境に至る。同地点から県境に沿って南進し、長尾峠を経て国道１号（箱根路）との交点に至る。同地点から県境を南東に進み無線中継所に至る。同地点から接待茶屋跡を見通す線に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

9. **東海自然歩道北遠鳥獣保護区**
浜松市浜名区引佐町鹿ノ巣山を起点として、同所から愛知県堺を東進し愛知県、旧佐久間町及び旧天竜市との境界線に至り、同所から旧佐久間町と旧天竜市との境界線を東進し坂野峠に至り、同所から市道坂野峠線を東進し林道ヤシロ沢線を経て県道佐久間引佐線に至り、同所から同線を北東に進み大地野隧道入口に至り、同所から林道トン沢線を東進及び北進し林道篠本線に至り、同所から林道篠本線を旧竜山村との境界線に至り、同所から同線に沿って東進し、春野に至り、同所から経路に沿って南西に進み保野下地先に至り、同所から県道横山熊線を西進し、市道峯熊平線との交点に至り、同所から同線を西進し県道熊小松天竜川停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道峯神沢線を経て旧引佐町境に至り、同所から市道西平川宇連線を西進し市道神沢宇連開拓線、県道渋川鳳来線を経て愛知県境に至り、同所から同県境に沿って北進し起点に至る線により囲まれた区域。

10. **田貫湖鳥獣保護区**
富士宮市市道田貫湖周遊線と旧花島山脈南側の境界柵との分岐点佐折字狂人633番地の５を起点とし、同所より旧花島山脈の境界柵に沿って北西に進み、林道内野佐折線と西沢との交点に至り、同所より林道内野佐折線を北西に進み、旧花島山脈西側の境界柵との分岐点に至り、同所より境界柵に沿って北方に進み同境界柵の延長の方向に更に進み田貫湖線に至り、同所より同線に沿って東に進み、猪之頭字土玉2,930番地の１にて田貫湖線と田貫湖周遊線とを結ぶ道路に沿って南下し、田貫湖周遊線に至り、同所より同線に沿って南下し、起点に至る線により囲まれた区域。

11. **川奈鳥獣保護区**
国道135号と市道石神線との交点を起点として、同地点から同市道に沿って南進し市道小室山線との交点に至り、同地点から同市道を南進し市道下木落・長畑線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南進し、市道長畑・上ノ川線に至り、同地点から同市道に沿って南進し、国道135号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南進し市道三の原線との交点に至り、同地点から同市道を東進し、市道吉田・ホテル線との交点に至り、同地点から同市道を東進し、県道伊東川奈八幡野線との交点に至り、同地点から同県道を南進し赤入道川との交点に至り、同地点から赤入道川に沿って東進し川奈ゴルフ場海岸線に至り、同地点から川奈ゴルフ場海岸線に沿って北進し川奈崎燈台に至り、同地点からゴルフ場界、続けて市道小浦台・向上線を西進し、市道小浦台・大小浦線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、県道伊東川奈八幡野線との交点に至り、同地点から同県道を北進し市道川奈線との交点に至り、同地点から同市道を西進し市道石神線との交点に至り、同地点から同市道を北進し起点に至る一円の区域。

12. **伊東市大室高原鳥獣保護区**
国道135号と県道遠笠山富戸線との交点を起点として、同地点から同県道に沿って西進し県道池東松原線との交点に至り、同地点から同線を北進し、レイトーピアを経てさくら通りに至り、同地点から同さくら通りを北進し市道十足道線に至り、同地点から同市道を北進し市道八幡野小学校鳥獣保護区愛護林西端との交点に至り、同地点から同愛護林の外周に沿って南進、さらに東進し同愛護林東端と市道荻・一碧湖・梅の木平線との交点に至り、同地点から同市道を南進し国道135号との交点に至り、同地点から同国道を北進し、起点に至る一円の区域。

13. **富士市境塚鳥獣保護区**
国道469号と林道愛鷹線との交点を起点として、同所から同林道を１km程進み標高917.8m地点に至り、同所から沢沿いを北進し林道ヌカリヤ線との交点に至り、同所から同線を200m西進した地点に至り、同地点を北進してヌカリヤ沢に至り、同所から北進し国道469号に至り、同所から同国道に沿って1.1km程西進し北側植林地のヒノキを１本巻り抜いてある地点（ガードレールに赤色のペイント）に至り、同所から植林境を北進し作業道西ケ坂線に至り、同所から作業道を100m程北進し市有林境上に至り、同所から北北東に200m程進み市有林境に至り、同所から北西に100m程進み林道板小屋線に至り、同所から同線に沿って北進し林道富士山麓線と交わる地点に至り、同所から同林道に沿って西進し、富士市と裾野市の境界に至り、同所から同境界に沿って南東に進み林道板小屋線に至り、同所から同線を南進し別ルート500m程進み林道富士山麓線に至り、同所から同林道に沿って東進し起点に至る線により囲まれた一円の区域。

14. **丸火鳥獣保護区**
県道富士七色石裾野線以南の溶岩地で囲まれた丸火自然公園の区域。

15. **愛鷹山西鳥獣保護区**
越前岳、呼子岳、鋸岳、位牌岳を結ぶ稜線以西の内山土砂流出防備保安林と須津山水源かん養保安林の天然林一円の区域。

16. **御殿場鳥獣保護区**
市道0114号線と県道御殿場箱根線との交点を起点として、市道0114号線に沿って東に進み、市道1821号線との接点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道1847号線との接点に至り、同線を東進し、富士スピードウェイ・富士ゴルフ場南端に至り、同地点から同ゴルフ場の山境に沿って北東に進み、小山町との境界（大塚山）に至り、同地点から同境界線に沿って南東に進み、神奈川県との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って南西に進み、箱根鳥獣保護区との境界に至り、同地点から同保護区境に沿って西進し、御殿場箱根線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道0225号線との接点に至り、同地点から同線に沿って西北に進み、東田中3207番地先に至り、同地点から山境に沿って北に進み、東田中2070番2地先に至り、同地点から市道0225号線を北進し、市道0116号線との接点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道0114号線との接点に至り、同地点から同線に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

17. **富士山南鳥獣保護区**
静岡県富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市及び駿東郡小山町所在の国有林静岡森林管理署１林班から501林班まで（207林班を除く。169、170、171、210、198、199及び200林班は、林道富士山麓線より以北まで）及び富士宮市大字人穴640−２から640−37までの市有林を含む養鶏団地内の区域。

18. **伊豆市修善寺鳥獣保護区**
伊豆市修善寺字半径寺山地内の伊豆市道110003号線と伊豆市道210006号線の交点を起点とし、同地点から伊豆市道210006号線を南進し、伊豆市道310402号線に交わる。同地点から、伊豆市道310402号線を北進し、伊豆市道110003号線と交わり、同地点から伊豆市道110003号線を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

19. **田中山鳥獣保護区**
市道大108号線と市道大3186号線の交点を起点とし、同地点から市道大108号線を東進し、市道大3192号線交点を経て田中山字不動原305番地に至り、同地点を南下し田中山298県有林境に至り、同境を同境に沿って東進し、田中山273県有林に至る。同地点を南進し田中山629日本製紙株式会社所有境に至り、同境を同境に沿って東進し、市道大3250号線に至る。同地点から同線を南進し、市道大212号線交点、田中山853-1県有林に至る。同境に沿って進み、伊豆森林計画第52・55・56林班の３林班境、日本製紙株式会社所有境に至り、同線を北進し、同森林計画第52・54林班の２林班境を経て同線を北進し、市道大3250号線交点に至り、同線を北進し、市道大3252号線に至る。同地点から西進し、市道大3186号線に沿って進み、起点に囲まれた一円の区域。

20. **函南町鳥獣保護区**
南箱根ダイヤランド検問所正面の町道２−11号線上の点を起点として、同地点から町道丹那１号線に沿って北東進し、町道ダイヤランド198号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東進し、同町道の終点に至り、同地点から30メートル東進し、沢に至り、同地点から同沢伝いに南進し、県道田原野函南停車場線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東進し、伊豆の国市境に至り、同地点から同市境に沿って南進し、町道ダイヤランド19号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド67号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド68号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤランド73号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド82号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド78号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド85号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド86号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド97号線に至り、同地点から同町道に沿って終点に進み、同地点から水平距離で70メートル北に、町道ダイヤランド88号線の終点に向かって進み、同地点から同町道に沿って東進し、町道２−11号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド221号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド223号線に至り、同地点から同町道に沿って350メートル北進し、同線左側の階段に沿って東進し、町道２−11号線に至り、同地点から同町道に沿って西進し、町道ダイヤランド90号線に至り、同地点から同町道に沿って南西進し、町道ダイヤランド91号線に至り、同地点から同町道に沿って北西進し、町道ダイヤランド90号線に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道ダイヤランド11号線に至り、同地点から同町道に沿って北進し、町道ダイヤランド７号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

21. **韮山町鳥獣保護区**
市道韮1007号線の終点を起点として、同地点から同韮1007号線を西へ800m程進み奈古谷字の木沢・冠石との境界線以南100mに至り、同地点から北に直進し函南町境に至り、同地点から函南町境に沿って東進しＮＴＴ電柱（連怒支15左5）に至り、同地点から南進し南箱根グリンピュー（奈古谷字二之沢2219−60）東側の防火帯に至り、同地点から防火帯を東進し小松ヶ原別荘地南側の旧伊豆富士見パークウェイの中央パーキングに至り、同地点から北北東へ防火帯に沿って進み函南町境に至り、同地点から東へ500m進み県道135号線との交点に至り、同地点から南進し大沢池西側を通り市道韮1115号線（旧伊豆富士見パークウェイ）と県道135号線との交点に至り、同地点から県道に沿って同地点から防火帯を南進し富士見パーキングの南に至り、同地点から伊豆スカイラインに沿って南進し旧大仁町境に至り、同地点から旧大仁町境に西進し標高600.8mの旧北狩野村、旧大仁町、旧韮山村の境（通称三方境）に至り、同地点から北へ上がる下の字境を南西に直進し市道韮1036号線（通称鬮塞路）との交点に至り、同地点から北西に市道韮2058号線の終点との交点に至り、同地点から北東に進み市道韮1031号線と市道韮611号線との交点に至り、同地点から市道韮611号線に沿って北東進し富士見ニュータウン管理事務所を通り市道韮611号線と市道韮1005号線との交点に至り、同地点から市道韮1005号線に沿って北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

22. **天城高原鳥獣保護区**
伊豆スカイラインにかかるカジカ沢橋を起点とし、伊豆スカイラインに沿って東進し、防火線との交点に至り、同地点から同防火線に沿って南進し、伊豆観光開発株式会社有地境に至り、同地点から同社有地境に沿って防火線を南進し、アブラボ沢及びタジマ沢を経て伊東市と東伊豆町の境界及び同社有地境（天城高原鳥獣保護区）に至り、同地点から同境及び市、町境に沿って防火線を北西に進み、伊豆市との境界線に至り、同地点から国有林境に沿って北西に進み、社有地と接する国有林との境界に至り、同地点から社有地内道路に沿って北西に進み、カジカ沢の終点に至り、同地点から同沢に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

23. **天城鳥獣保護区**
伊豆市と賀茂郡東伊豆町（万二郎岳から東へ200m）大字大川、奈良本の境界線との交点を起点とし、同地点から国有林境に沿って南西に進み738と737林班界に至る。同地点から738と737林班界を経て、738、727、728及び721林班界を北へ進みいろは林小班界を南に進み727、721、720林班界に至る。さらに南南西に進み、720のいとろ、719のいとろ、718のいとろ、いとほ林小班界をへて67コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から西北に進み710のいとろ、708のいとろ、707のいとろ、706のいとろ、705のろとは、704のろとは、701のいとろ、700のいとろ及び699のいとろ林小班界をへて698林班界に至り、さらに698、699林班界をへて白田林道と上佐ヶ野林道との交点に至る。同地点から上佐ヶ野林道に沿って南南西に進み676林班内の佐賀野入歩道に至る。同地点から佐賀野入歩道に沿って西に進み639、640林班界に至り、さらに歩道を西に進み638、637、641林班界に至る。同地点から637と641、642、634と643、644、633と644、645林班界をへて国道414号に至る。同地点から国道414号に沿って南南西に進み651林班の国有林界に至る。同地点から国有林界に沿って西に進み河津本谷林道との交点に至る。同地点から国有林界を南に進み276コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から西に進み280コンクリート杭（境界杭）に至り、同地点から国有林界に沿って南西に進み285コンクリート杭（境界杭）をへて292コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から国有林界に沿って南西に進み299コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から国有林界を進み604と605林班界交点から荻ノ入川を北北西に進み589と590、597林班の交点に至り594と597、595林班界をへて滑沢峠に至る。同地点から594のいとろ、592のいとろ林小班界をへて592、591林班界に至る。同地点から592と591、442と443林班界を北西に進み滝見林道との交点に至る。同地点から滝見林道に沿って北西に進み、主要地方道伊豆東西伊豆線に至る。主要地方道伊東西伊豆線に沿って北北東に進み山伏峠（西伊豆町）に至る。同地点から国有林界に沿って北東に進み775コンクリート杭（境界杭）及び782コンクリート杭（境界杭）をへて三角点（993.3m）に至る。同地点から国有林界に沿って西北西に進み仁科峠に至り、同地点から国有林界に沿って北北西に進み主要地方道伊東西伊豆線に至り、同地点から主要地方道伊東西伊豆線に沿って北北東に進み猫越林道の交点に至り、同地点から猫越林道分岐点から猫越林道支線を北東に進み桐山林道をへて桐山峠に至る。同地点から国有林界に沿って南東に進み三角点（1,158.8m）に至る。同地点から国有林界に沿って南東に進み戸塚峠に至る。同地点から国有林界に沿って東に進み三角点（1,212.5m）に至り、同地点から国有林界を東に進み天城山三角点（1,405.6m）に至る。同地点から国有林界を東に進み三角点（1,299.2m）に至る。同地点から国有林界に沿って東に進み万三郎岳（1,309.0m）をへて起点に至る一円の区域。

24. **裾野市聖心鳥獣保護区**
東名高速道路ボックス（御殿場65）を起点として東名高速道路沿いに南南西に1,150m進み、市道2134号線との交点に至る。同地点より市道2134号線を北西に200m進み、市道2097号線の交点に至り、同地点より市道2097号線を西北に900m進み市道2129号線との交点（東名カントリーゴルフ場用地との境）に至る。同地点より市道2129号線（東名カントリーゴルフ場外周道）に沿って道なりに1,500m進み、市道2108号線との交点に至る。同地点より東名カントリーゴルフ場に沿って北東に1,000m進み、市道2137号線と市道2140号線との交点に至る。同地点より市道2137号線を東南東に100m進み、道沿いの沢（通称宮の沢）に至り、同地点より南東に3,000m進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

25. **日本ランド鳥獣保護区**
裾野市須山山口地先忠ちゃん牧場から、市道4155号線を北西に約1km進み、（株）富士リゾートアメニティ分譲地を起点とし、西に（株）富士リゾートアメニティ所有地柵に沿って進み、八幡自然公園を経て更に（株）富士リゾートアメニティ所有地柵に沿って北東に進み、市道4165号線を経て裾野市と御殿場市の境界線に至り、同所より境界線に沿って東に進み、富士宮市道に至り同所より南下し、市道4165号線内の旧日本ランド有料道路料金所を境に東西１０ｍ幅、長さ１kmを市道4165号線に沿って北に進み、弁当場に至りそれより更に北に進み、黒塚を経て西黒塚に至り、同所より南に下り遊歩ヌカリヤ管林を経て弁当場を結んだ富士リゾートアメニティの所有地を区域とする。

26. **須走鳥獣保護区**
駿東郡小山町須走地内の須走浅間神社を起点とし、須走口登山道に沿って西進し、陸上自衛隊富士学校野営場入口分岐点に至り、同地点から大字須走字ぜんだ左487番地の20地点を直線で結び、この地点から国道138号に沿って東進及び南進し、字大屋根492番地の１の東端に至り、同地点から中腹道路に沿って東進し、字桜沢99番地の１の東端に至り、同地点から尾根に沿って南進し、伊奈神社に至り、同地点から町道文京道路を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

27. **大河内鳥獣保護区**
静岡市葵区有東木字亀尻1191の３番地（正木峠）を起点とし、旧大河内村と旧梅ヶ島村との境界線と、山梨県との境界線の尾根に至り、同地点から同尾根に沿って南進し、真富士山を経て旧大河内村と旧静岡市との境界線に至り、同地点から同沢に沿って南西進し、葵区横山字井久保372の１に至り、同地点から標高800mの等高線に沿って北進し、白沢に至り、同地点から同沢に沿って北西進し、標高1,100mの地点に至り、同地点から標高1,100mの等高線に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

28. **久能山鳥獣保護区**
静岡市駿河区根古屋地内の駿河区と清水区の境界線と国道150号との交点を起点として、同国道を西進し市道大谷久能線との交点に至り、同地点から同市道を北進し柳沢川との交点（静岡市駿河区根古屋字644番地先）に至り、同地点から同川の沢に沿って北進し清水区との境界線（静岡市駿河区根古屋字久能673番地先）に至り、同地点から境界線に沿って東に進み、さらに南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

29. **有度山鳥獣保護区**
静岡市駿河区根古屋838番地を起点として、同地点からガレ沿いに西進し、同安居110番1番地、同古宿286番3番地、同青沢293番1番地、同中平松323番地、同西平松517番1番地を経て、大谷字三丁目9番12号に至り、同地点から市道大谷土地区画29号線を西進し、同16号線を経て、主要地方道山脇大谷線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道大谷街道線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道池田金谷線を経て、市道日本平線との交点に至り、同地点から同線を東進し市道草薙駅通１号線、同４号線、同２号線、同３号線を経て、一般県道静岡草薙清水線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道上原吉川田平東海道線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道上原旧東海道線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道上原一丁目１号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道馬走１号線を経て、市道有東坂有東山腹線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道有東坂二丁目１号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道村松堀込２号線を経て、市道船越町４号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道北矢部５号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道北矢部１号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道北矢部４号線を経て、市道村松堀込２号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、一般県道静岡清水線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道竜華寺下１号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道旧道日本平線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、一般県道駒越蒲原線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、国道150号（現道）との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、国道150号（現道）との交点に至り、久能山鳥獣保護区域に至り、同地点から同保護区域に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

30. **谷津山鳥獣保護区**
静岡市葵区音羽町２７番１４号静岡市消防団静岡第７分団音羽町詰所前を起点として、詰所西側の市道横内町東町線を北西進し、市道春日町沓谷二丁目線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み、葵区沓谷１丁目の静岡市立長尾川沿いに至り、同線に沿って南東進み、葵区沓谷２丁目の旧静岡陸軍墓地を過ぎ、蓮永寺をさらに東進する。葵区沓谷３丁目須賀神社の東南側を過ぎ、葵区沓谷４丁目２３番地１９号の角地に至る。愛宕霊園前の同じく市道と愛宕神社前参道から、さらに東進、山沿いに進み、葵区沓谷１丁目５番２号から寺前の市道沓谷２号線を通過し、県道山脇大谷線の交差点に至り南東に進み葵区長沼町２丁目１５番９号地先に至り、この角から市道長沼町６号線に入り西進し、市道沓谷長沼線を経て、県道長沼１１号線に至る。同市道を南西に進み、静岡県立科学技術高等学校北側外壁沿いに市道長沼１１号線を南西に進み、静岡鉄道静岡清水線（電車線）に至る。ここから線路沿いに南進する。静岡県護国神社前を通過し、さらに静岡鉄道柚木駅前、春日町駅前に至り、同線路沿いに北西に至る手前の市道横内町東町線を北西進し、音羽町清水寺前を過ぎ、起点の詰所前に至る、谷津山全山を囲む一円の区域。

31. **洞慶院鳥獣保護区**
静岡市葵区羽鳥１８４４洞慶院老梅林園前の市道羽鳥久住奥１号線を起点として、同地点から山道に沿って北東に峠（通称牧越し）まで進み、同地点から山道に沿って東南に進み、御体橋山の山頂に至り、同地点から山道に沿って南西に進み、小峯に至り、同地点から尾根に沿って南進し、国道１号バイパス側面に至り、官民境界に沿って南西に進み、大門橋との交点に至り、同地点から市道羽鳥建穂１号線に沿って北西に進み、市道羽鳥洞慶院１号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた円の区域。

32. **賤機山鳥獣保護区**
静岡市葵区宮ヶ崎町１０２番地浅間神社前を起点とし、市道麻機街道線に沿って北進し、県道山脇大谷線との交点に至り、同地点から同県道を北進し、新安倍トンネルを経て県道井川湖御幸線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、市道浅間神社前線との交点に至り、同地点から起点に至る線で囲まれた一円の区域。

33. **藤枝市市民の森鳥獣保護区**
69林班いの8-1の北端を起点として、旧藤枝市と旧岡部町との境界線に沿って、尾根伝いに南下し、72林班いの21の南端に至り、同地点から西斜面を下って同林班のはの8の西端に至り、同地点から沢沿いに北へ進み、瀬戸ノ谷5498を経て、71林班との境界に至り、71林班ろの18と19の境、10と11の境に沿って北進し、同林班いとろの境を北に進み、瀬戸ノ谷7805を経て、70林班はの16の西端に至り、同林班ろとはの境まで北北西に進み、同林班ろの11と13の境を通って、瀬戸ノ谷7820-1を経て、同林班いとろの境に至り、同地点からの境に沿って北上し、瀬戸ノ谷7832-1を通って、69と70林班との境界線に沿って北に進み、69林班いの22を通り、32へ向かって西へ進み、31を通って同林班いとろの境に沿って北進し、19−1を通って起点に至る線で囲まれた一円の区域。

34. **井川湖鳥獣保護区**
山伏山頂を起点とし、同地点から尾根に沿って南に進み、笹山山頂に至り、同地点からさらに尾根に沿って南に進み、井川峠を経て、アツラ沢の頭山頂に至り、同地点からさらに尾根に沿って南に進み、勘行峰山頂に至る。同地点から牧谷頭に沿って南西に進み、鍵尾峰(旧井川村・旧玉川村の境界)に至り、同地点からさらに牧谷口に沿って南に進み、市道開拓１号線の接点に至る。同地点から市道開拓１号線を南西に進み、大日峠（市道開拓１号、同３号線、県道井川湖御幸線との接点）に至る。同地点から県道井川湖御幸線に沿って南に進み、旧県道井川静岡線（大日古道）との交点に至る。同地点から旧県道井川静岡線（大日古道）を北に進み、旧大日峠（徳川家康お茶壺屋敷跡）との接点に至る。同地点から尾根に沿って井川高原自然歩道を南西に進み、富士見峠に至る。同地点から旧県道井川と交わる県道南アルプス公園線に沿って北に進み、林道小河内川線との接点に至る。同地点から林道小河内川線に沿って北東に進み、林道小河内川線と135林班と133林班の境界線の重なる区間が終わる点に至る。同地点から135林班と133林班の境界線を北東に進み、135林班と134林班の境界点に至る。135林班と134林班と井川湖の境界点に至る。同地点から134林班と井川湖の境界線を北東に進み、134林班と井川湖と131林班の境界点に至る。同地点から134林班と131林班の境界線を南東に進み、134林班と132林班の境界線を経て、134林班と132林班と133林班の境界点に至る。同地点から132林班と133林班の境界線を南東に進み、132林班と133林班と130林班（県有地及び市有地）の境界点に至る。同地点から132林班と130林班の境界線を北に進み、131林班と130林班の境界線及び129林班と130林班の境界線を経て、129林班と130林班と123林班（県有地）の境界点に至る。同地点から129林班と123林班の境界線を西に進み、123林班と128林班の境界線、123林班と127林班の境界線、123林班と126林班の境界線、122林班（県有地）と126林班の境界線、121林班（県有地）と126林班の境界線、121林班と124林班の境界線（県有地）、124林班の境界線、120林班と116林班の境界線、119林班（県有地）と116林班の境界線、118林班（県有地）と116林班の境界線を経て、118林班と116林班と117林班（県有地）と115林班の境界点に至る。同地点から117林班と115林班の境界線を北東に進み、117林班と114林班の境界線を経て、117林班と114林班の境界線と林道勘行峰線の交点に至る。同地点から林道勘行峰線を北に進み、林道勘行峰線と林道井川雨畑線の交点に至る。同地点から林道井川雨畑線を東北に進み、山伏峠に至る。同地点から尾根に沿って北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

35. **桂島鳥獣保護区**
静岡市葵区田代字鳥森山1301の１番地赤石渡を起点として、大井川本流沿いに北に進み、滝見橋に至りそれより林道東俣線と鳥森山の境界に沿って南に進んで赤石沢橋に至り、赤石沢の左岸を経由し更に南進し赤石ダム堰堤左岸を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

36. **東海自然歩道静岡鳥獣保護区**
竜爪山薬師岳を起点として、同地点から旧清水市との境界線に沿って北東進し、葵区平山字北沢１８３６に至り、同地点から北沢に沿って南東進し、葵区平山字北沢１８５１、葵区平山字コリトリ場１６１９を経て林道則沢線に入り、更に南進し、同林道の起点に至り、同地点から中沢に通じる山道に沿って南進し、葵区牛妻字中沢１３４３に至り、同地点から安倍川を渡り葵区油山字大下山１５１３−１に至り、同地点から県道梅ヶ島温泉昭和線に沿って北進し、井戸沢に至り、同地点から同沢に沿って尾根まで北西進し、同尾根に沿って南進し、大段を経て葵区油山字ホソオ２１５０に至り、同地点から同沢沿いに南進し、県道大川静岡線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、大沢に至り、同地点から同沢に沿って北進し、尾根に至り、同地点から山道に沿って南西進し、高山に至り、同地点から尾根に沿って南進し、林道大沢線の起点に至り、同地点から同林道に沿って東進し、更に山道に沿って南進し、水見色と国土交通省無線中継所を結ぶ山道との交点に至り、同地点から同山道に沿って西進し、葵区坂本字横山６３８に至り、同地点から旧清沢村４３林班と４４林班境に沿って西進し、ＮＴＴ専用道との交点に至り、同地点から葵区坂本字ヒカゲ豆地６６０−１、葵区坂本字茶ノ木段６７６−１を経て、葵区寺島字ヒカゲ１０４に至り、同地点から旧清沢村４５林班と４６林班境に沿って西進し、葵区鍵穴字ゾウバカセ８１６に至り、同地点から更に沢沿いに南進し、葵区寺島字ナシノ木６２５−９に至り、同地点から山頂に沿って南西進し、県道南アルプス公園線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、茨沢橋に至り、同地点から藁科川を渡り尾根沿いに南西進し、旧清沢村３４林班と３５林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って南西進し、藁科川を渡り県道南アルプス公園線との交点に至り、同地点から同県道に沿って西進し、国道３６２号との交点に至り、同地点から同国道に沿って西進し、更に清沢小学校北側の尾根に沿って北進し、旧清沢村３３林班と３５林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って北進し、葵区相俣字ナカノハタケ３２６−１に至り、同地点から上相俣に向かって南進し、国道３６２号との交点に至り、同地点から同国道に沿って西進し、葵区相俣字奥間山３８１に至り、同地点から尾沢戸橋を渡り歩道コマツリ街道に沿って北進し、旧清沢村１１５３、葵区相俣字コマセ１１０を通って北進し、同地点から同山道に沿って南西進し、旧清沢村１２林班と１３林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って北進し、葵区黒俣字道地１６０８−１に至り、同地点から山道に沿って南西進し、葵区黒俣字御林１６１２、葵区黒俣字井ノ向１９４１−１、葵区黒俣字桜ノ久保１９９７−１を経て葵区黒俣字日向２００６に至り、同地点から山道に沿って北西進し、旧清沢村１７林班と１４林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って西進し、１４林班と１６林班、１５林班と１６林班との境を経て静岡市と藤枝市との境界線との交点に至り、同地点から同境界線に沿って北進し、清笹峠を経て更に川根本町と静岡市との境界線に沿って北進し、旧清沢村１７林班と１８林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って北西進し、葵区黒俣字ヨコオビレ２２８２−１に至り、同地点から葵区黒俣字平１７８５−１を経て葵区黒俣字井戸奥１３９３に至り、同地点から同沢に沿って北進し、葵区黒俣字茶畑ノ段１２４４−２に至り、同地点から山道に沿って北西進し、旧清沢村２１林班と２２林班境との交点に至り、同地点から同境に沿って南東進し、磐龍寺に至り、同地点から国道３６２号を越え東進し、氷川に至り、同地点から氷川に沿って北進し、向外戸橋に至り、同地点から尾根沿いに沿って東進し、高圧鉄塔が交差する点に至り、同地点から旧清沢村３２林班と３５林班境、３５林班と３６林班境との交点に至り、同地点から葵区鍵穴字本村３６３−１に至り、同地点から藁科川を渡り坂本川に沿って南進し、葵区坂本字軒山５９９−１に至り、同地点から山道に沿って北西進し、葵区坂本字シンナシ１８６−１、葵区坂本字大納３５９、葵区坂本字ノホッ４０７を経て葵区坂本字大石の元４８６に至り、同地点から尾根道に沿って北東進し、葵区坂本字ゴトロワキ４４２−１に至り、同地点から旧美和村と清沢村境に沿って北進し、突先山に至り、同地点から同尾根に沿って北東進し、釜石峠に至り、同地点から沢沿いに南東進し、県道大川静岡線の終点に至り、同地点から同県道に沿って北進し、ヨリン沢に至り、同地点から同沢に沿って北進し、山道を経て林道相沢線の終点に至り、同地点から同林道に沿って東進し、打越峠に至り、同地点から尾根に沿って南東進し、油山に至り、同地点から尾根に沿って北東進し、葵区油山字奥山２３３５−２１０に至り、同地点から尾根に沿って南進し、日向山を経て県道梅ヶ島温泉昭和線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北進し、竜西橋を経て県道井川湖御幸線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北進し、葵区牛妻字シャクジ沢６０３−１２に至り、同地点から通称天神沢沿いに東進し、天神の滝を経て字天神下１０３７−１に至り、同地点から尾根伝いに東進し、旧清水市との境界線との交点に至り、同地点から旧境界線に沿って南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

37. **大楽窪鳥獣保護区**
県道富士由比線と東海道新幹線の交差する地点、富士市中之郷字大楽窪2,531番地の１を起点とし、県道富士由比線に沿って南進し、市道新坂線との交点静岡市清水区蒲原一丁目4,496番7に至り、同地点から同市道に沿って西進し、静岡市清水区蒲原一丁目4,486番4に至り、同地点から更に市道新坂線(旧東海道)に沿って北西に進み、東名高速道路と交差する地点に至り、同地点から同高速道路に沿って北西に進み、市道幸町小池線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、東海道新幹線との交点に至り、同地点から同新幹線に沿って東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

38. **千葉山鳥獣保護区**
尾川835−432番地を起点とし、農道に沿って南進し、三俣農道との交点に至り、同地点から同線に沿って西に進み、小笹載農道との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、市道尾川上伊太線との交点に至り、同地点から同線に沿って西に進み、島田ゆめ・みらいパークに至り、同施設の敷地北側に沿って市道に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、同地点から同線に沿って北西に進み、どうだん原線との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み、市道千葉後線線、後綱１号線、旧吉田後線線線を経て、県道伊太島田線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、藤枝市との境界線に至り、同地点から同境界線を北進し、県道伊久美元島田線との交点に至り、同地点から同線に沿って東に進み、県道身成大和田線との交点に至り、同地点から同線に沿って南に進み、市道千葉間東田線との交点に至り、同地点から同線に沿って東に進み、市道尾川千葉線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

39. **東海自然歩道志太鳥獣保護区**
島田市伊久美286の送電線鉄塔を起点とし、同地点から島田市と藤枝市の市境を北進し島田市伊久美274と伊久美272との交点に至り、同河川を南進し沿山ダム（昭和39年度復旧治山事業）に至り、同地点から南西に進み沿山ダム(平成13年度復旧治山白井工事No.2谷止工）に至り、同地点から南進し島田市笹間下1854、伊久美103、伊久美105との交点に至り、同地点から尾根に沿って西進し林道大森線に至り、同線を南進し西向沢との交点に至り、同地点から西進し大森上地区の農道と合流し、同地点から同線を南西に進み島田市と川根本町の市町境に至り、同境界を北進し江松峠に至り島田市笹間西沢広松線を南進し島田市笹間下2373、笹間下2365、笹間下2366との交点に至り、同地点から尾根に沿って北東に進み不動沢を経て大平川に至り、同河川を南進し笹間下1452-1、笹間下1863-2、笹間下1863との交点に至り、同地点から尾根に沿って南進し笹間下1863-2、笹間下1868、笹間下1866との交点に至り、同地点から東進し治山ダム（昭和53年度復旧治山事業工）に至り、同地点から東進し治山ダム（平成15年度復旧治山事業No.1谷止工）に至り、同地点から井戸川沢を南進し林道清笹高根線に至り、同線を東進し島田市と藤枝市の市境に至り、同境界を北進し静岡市と藤枝市の市境を北進し、同境界を北進し藤枝市瀬戸谷8743-5と瀬戸谷8550との交点に至り、同地点から沢沿いに南進し、同沢を南進し藤枝市瀬戸谷8550との交点に至り、同地点から尾根に沿って西進し送電線鉄塔との交点に至り、同地点から尾根に沿って南東に進み藤枝市蔵田島田線を経て市道蔵田島田線に至り、同線を南東に進み藤枝市蔵田島田線との交点に至り、同地点から主要地方道藤枝黒俣線を西進し市道蔵田島田線に至り、同線を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

40. **千頭水窪鳥獣保護区**
静岡県浜松市天竜区水窪町所在国有林天竜森林管理署703林班北端(長野県境)を起点として、同所から県境を北東に進み光岳山頂に至り、同所から県境に沿って南東に進み、静岡森林管理署870林班南端に至り、同所から国有林と民有地との境界を南進し同森林管理署869林班所在野代島林宿舎に至り、同所から同森林管理署866林班に至る林内歩道を南進し栗代林道との交点に至り、同所から同林道を南進し同森林管理署868林班と民有地との西側の境界に至り、同所から国有林と民有地の境界を北進し同森林管理署837林班南端に至り、寸又川を経て同森林管理署601林班北端に至り、民有地との境界を南進し主要地方道川根寸又峡線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し大間川林道との交点に至り、同所から同林道を南進し同森林管理署666林班と667林班の林班界との交点に至り、同所から666林班と667林班、670林班と667林班、669林班と667林班、669林班と668林班の各林班界を北進し669林班東端に至り、同所から寸又峡を北進し同森林管理署681林班東端に至り、同所から681から686まで及び688から690までの各林班界を南に進み上黒法師岳山頂に至り、同所から川根本町と浜松市との境界線を南進し浜松市天竜区水窪町と同市同区春野町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し天竜森林管理署443林班西端に至り、同所から国有林と民有地との境界を北進し起点に至る線により囲まれた区域。

41. **大代鳥獣保護区**
八高山を起点とし掛川市と島田市との境界線に沿って八高山の尾根伝いに北西に進み旧川根町と旧島田市との境界線との交点に至り、同地点から北東及び南東へと進み、標高524mの地点を通過し、その尾根に沿って南東進し、白光川との交点に至る。ここから尾根伝いに南進しさらに南東へと進み八高山へ至る登山道との交点に至り、そこから登山道に沿って標高580mの地点を通り尾根中を南南東へと進み、掛川市と島田市との市境を経て大代地内に至り、同地点から同尾根の中腹より西及び南へと進み、掛川市と島田市との市境を経てそこから市有林と民有林との境界線に沿って進み暗沢林道との交点に至りそこから北西へと進み再び掛川市との境界線に沿って南へ進み、そこから北東へ進み再び掛川市の黒俣林道との交点に至りそこから市有林と民有林との境界に沿って南西へ進み、さらに北東に進み白光神社を通過し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

42. **東海自然歩道川根鳥獣保護区**
川根町抜里、大井川鐵道抜里駅を起点とし、これより大井川鐵道本線に沿って南進し獅子トンネルに至り、同地点から東進し大井川を経て川根中学校グラウンド北端に至り、同地点からグラウンド境を南東に進み市道町民グラウンド線との交点に至り、同線を南東に進み農道身成支線第四号線との交点に至り、同線を南東に進み農道身成支線第一号線との交点に至り、同線を東北に進み市道十二神社前線を経て市道家山東線との交点に至り、同地点から市道家山東線を南進し北進し市道川根中央南線との交点に至り、同地点から南進し送電線との交点に至り、同地点から市道川根中央南線を南進し家山字井戸尻3627−1番地の鉄塔に至り、同地点から東進し寺沢最下流治山ダムに至り、同地点から北東に進み市道川根身成大和田線との交点に至り、同地点から北東に進み月沢治山ダムに至り、同地点から北東に進み農道中山線との交点から北西に進み4160−1番地に至り、同地点から北東に進み松沢最下流治山ダムに至り、同地点から北東に進み市道中山線との交点川根町笹間下2755−1番地に至り、同地点から北東に進み川根町笹間下2847−1番地に至り、同地点から北東に進み西沢最下流治山ダムに至り、同地点から北北東に進み市道一色線と身成川砂防堰堤との交点に至り、同線を北進し次に南進して川根町笹間下3345−1番地に至り、同地点から北東に進み市道一色線との交点川根町笹間下3463−1番地に至り、同地点から川根町笹間下3466−1、3463−1、3467−1、3475−2、3476−1番地の山林境を北東に進み市道一色線との交点川根町笹間下3476−1番地に至り、同地点から川根町笹間下3476−1番地の山林境を東進し市道一色線との交点川根町笹間下3476−1番地に至り、同地点から北進し旧島田市と旧川根町の境界線川根町笹間下3288−5番地に至り、同地点から境界線を南進し林道大津上河内線との交点に至り、同線を南進し私道との交点川根町笹間下2536−1番地に至り、同地点から私道を南進し川根町笹間下3098番地を経て法定外道路に至り、法定外道路を南進し市道宮沢線との交点に至り、同線を西進し普通河川宮沢川に架かる私道橋との交点に至り、同地点から私道を南進し川根町笹間下2944−1番地に至り、同地点から南西に進み、向の沢最上流治山ダムに至り、同地点から南西に進みNHK共聴アンテナ、中の沢不動の滝上流の堰堤を経て節分沢治山ダムに至り、同地点から南西に進み、川根町家山字二段2692−3番地に至り、同地点から山林境を南進し川根町身成4396−1番地に至り、同地点から市道山の神社に至り、同地点から南に進み市道川根身成4276−1番地の山林境を西進し、更に川根町身成4413−5番地の山林境を南西に進み市道島川線に至り、同線を西進し島川橋に至り、同地点から身成川左岸を南進し主要地方道島田川根線に至り、同線を南西に進み市道川根身成家山線との交点に至り、同線を西進し川根町身成2812番地と3255−1番地との境を経て大井川左岸に至り、同地点から南東に進み大井川を経て家山御右岸に至り、同地点から同川に沿って南進し、切山川との交点に至り、同地点から同川沿いを西進し、山沿いに西進し、林道明ケ島線との交点を経て南西に進み、その後再び明ヶ島線と交点に至り、同線を西進し、身平山を経て島田市と浜松市の境界線に至り、同境界線を北進し、浜松市天竜区春野町との境界線に至り、同地点から同境界線を北進し、尾根沿いを経由し浜松市天竜区春野町字ホウホウ4133番地に至り、同地点から北東に進み、市道島田林業線との交点に至り、同地点から北東に進み、市道雲見線との交点に至り、同地点から南東に進み、同地点から南東に進み主要地方道藤枝天竜線との交点に至り、同地点から南東に進み、同地点から同線に沿って南東に進み、宇コロンゾウレ3544番地に至り、同地点から尾根まで南進し、尾根から同尾根に沿って東進し、主要地方道藤枝天竜線との交点に至り、宇タカテ3167−2番地に至り、同地点から南進し、同線及び鳥之瀬橋を経て尾根との交点八幡3558−3番地に至り、同地点から同尾根に沿って東進し、同地点から同山道に沿って南東に進み、宇八幡3480−4番地に至り、同地点から同山道に沿って南東に進み、宇沢川1809番地に至り、同地点から更に同山道に沿って東進し、市道蛇下原線との交点に至り、同地点から同線を南進して、国道473号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北進し、市道抜里停車場線との交点に至り、同地点から同線を南東に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

43. **東萩間鳥獣保護区**
国道473号と県道菊川榛原線との交点の牧之原市牧之原大曲を起点として、同地点から県道菊川榛原線に沿って南東に進み市道東萩間58号線との交点に至り、同線から同線に沿って南に進み市道東萩間川東萩間久保田線を経て、国道473号と市道東萩間59号線との交点に至る。同地点から、市道東萩間59号線に沿って南進し、市道西萩間1号線を南下して、市道西萩間本線との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み市道東萩間33号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西に進み、市道八十原仁王辻線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み国道473号との交点に至り、同地点から同線に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

44. **菅ヶ谷鳥獣保護区**
牧之原市菅ケ谷主要地方道相良大須賀線と市道菅ケ谷64号線との交点を起点として、主要地方道相良大須賀線に沿って北西に進み、主要地方道相良大須賀線上の菊川市との市境に至り、同地点より菊川市境に沿って北進し、市道菅ケ谷1号線上の菊川市境に至る。同地点から同線に沿って南東に進み、市道女神時ケ谷線との交点に至り、同地点から同線に沿って東に進み、市道菅ケ谷本線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道菅ケ谷新大向線を経て南西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

45. **佐倉鳥獣保護区**
新野川に架かる新川橋を起点とし、同地点より市道4008号線を北進し、更に同線を東進し、市道4001号線との交点に至り同地点より同線を北進し、県道相良浜岡線との交点に至り、同地点より同線を南東進し、市道4−11号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、市道4451号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、市道4−10号線との交点に至り、同線を南進し、雨乗中田線222号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、大兼宮内線217号線との交点に至り、同地点より同線を西進し、桜ヶ池線218号線との交点に至り、同地点より同線を西進し、県道大東相良線216号線との交点に至り、同地点より同線を西進し、桜ヶ池大兼線216号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、県道相良浜岡線との交点に至り、同地点より同線を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

46. **遠州灘鳥獣保護区**
掛川市と袋井市との境界線と国道150号との交点を起点として、国道150号に沿って東進し、県道袋井大須賀線との交点に至り、同地点から同線を北上し、県道相良大須賀線との交点に至る。同地点から同線を東進し、市道大東相良線との交点に至って同地点から同線を東進し、御前崎市道2018号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、御前崎市道103号線との交点に至り、同地点から同線を北進し県道大東相良線との交点に至り、同地点から同線を東進し、相良町と御前崎市との境界線に沿って、同地点から同境界線を南進し、御前崎市と牧之原市との境界線との交点に至り、同地点から同境界線に沿って南進し、御前崎市との境界線に沿って東進し県道御前崎堀野新田線との交点に至る。同地点から同線を南進し、御前崎市道267号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道255号線との交点に至り、同地点から同線を南進し港湾敷地に至る。同敷地沿岸を南下し海岸線に沿って南西に進み御前崎半島突端部元根海岸を経て西進し、掛川市、袋井市を経て磐田市に入り、天竜川河口左岸に至り、同地点から同河川左岸を北進し、市道掛塚福田新田幹線の延長線との交点に至り、同地点から同線を北西に進み、市道豊岡掛塚線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道掛塚９０号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道豊岡掛塚線との交点に至り、同地点から同線に沿って南西へ進み、市道掛塚駒場幹線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東へ進み、市道豊岡駒場線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東へ進み、市道駒場海岸線を北進し、市道駒場１０８号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東へ進み、市道駒場大中瀬線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道平松１３号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、松林との交点に至り、同地点から松林に沿って東進し、市道小中瀬１３号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、旧仿僧川南特定猟具（銃）使用禁止区域境界線に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道大中瀬２５号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道の延長線と仿僧川右岸との交点に至り、同地点から仿僧川に沿って東進し、太田川河口と豊浜を流れる前川左岸の延長線との交点に至り、同地点から前川左岸を東進し、袋井市との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って北進し、国道150号との交点に至り、同地点から同国道に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

47. **佐鳴湖鳥獣保護区**
佐鳴湖の湖面のみ。

48. **舘山寺鳥獣保護区**
舘山寺の観音岩の最西端を起点とし、浜名湖内水面を北進して黒岩崎最西端に達し、同地点より湖岸沿いに浜名湖大橋を迂回して旧細江町との境界線まで至り、更に同境界線を東進して主要地方道細江舘山寺線との交点に至り、同交点より主要地方道細江舘山寺線に沿って南進し市道大山呉松線との交点に至り、同交点より市道大山呉松線を西進して主要地方道舘山寺鹿谷線との交点に至り、同交点より主要地方道舘山寺鹿谷線を西進し、更に市道舘山寺50号線を西進して湖岸線に至り、同地点を北進して起点に至る線で囲まれた区域。

49. **磐田原鳥獣保護区**
富里大久保線と大久保見付幹線との交点を起点とし、同地点から大久保見付幹線に沿って北進し、向笠新屋匂坂中幹線との交点に至り、同地点から匂坂上32号線を北進し、県道浜松袋井線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、大久保見付幹線との交点に至り、同地点から同線沿いに東進し、県道横川磐田線を東進し、同地点から同線沿いに北進し、藤上原1号線との交点に至り、同地点から県道横川磐田線を東進し、藤上原岩井幹線との交点に至り、同地点から袋井市との境界線を農道に沿って南進し、藤上原19号線との交点に至り、同地点から同線沿いに東進し、藤上原32号線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、上原岩井幹線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、大久保74号線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、大久保80号線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、向笠新屋匂坂中幹線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、向笠西大久保幹線との交点に至り、同地点から同線沿いに西進し、富里大久保線との交点に至り、同地点から同線沿いに南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

50. **油山鳥獣保護区**
油山寺門前を起点とし、同地点から市道油山線に沿って南に進み、袋井市大字村松字宮前２０７番地に至り、同地点から袋井市大字村松字宮沢の境界に至り、同地点から同境界線に沿って北東に進み、袋井市と掛川市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、大字村松と大字字戸の境界線に至り、同地点から同境界線に沿って西に進み、大字村松字神子ケ谷1,548の１番地西北端に至り、同所から大字村松字神子ケ谷と字町ケ谷の境界に沿って南に進み、字神子ケ谷1,545の１番地に至り、同地点から農道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

51. **県立森林公園鳥獣保護区**
浜松市浜名区大字四大地8の6番地を起点とし、県道熊小松天竜川停車場線に沿って南西に進み、市道大本松都田平線との交点大字四大地8の１番に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、主要地方道浜北三ケ日線との交点大字四大地262番地に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、市道山下上の前3号線との交点大字宮口288の１番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道高根下大沢線との交点大字尾野高根山下2,710番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、国道362号との交点大字尾野高根山下2,582の１番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道大岩涼ノ御所線との交点大字根堅1,988の４番地に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、市道接待推レ脇神社線との交点大字根堅4,134番地に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、大字根堅2,608番地に至り、同地点から独立行政法人国立病院機構天竜病院に通ずる道路に沿って西進し、県有林境に沿って南東に進み、同地点から市道尾野線との交点大字尾野2,902番地に至り、同地点から林道尾野線に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

52. **松見ヶ浦鳥獣保護区**
洲ノ鼻南端の湖西市利木スノハナ499−2の南端と浜名湖面との接点を起点とし、同地点から同湖面を直線に南進し、宇津山北端の同市入出高山874−78の北端と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って西進し、同市入出瀬田脇1790−2と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って北進し、同市大知波羽根1317−1と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って東進し、同市利木赤羽根484−3と同湖面との接点に至り、同地点から同湖岸に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

53. **橘鳥獣保護区**
町道新田赤松線と町道大洞院線との交点を起点として、町道新田赤松線を南進し、町道一藤川久保自歩道線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道一藤五明線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、町道森小学校北線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、町道庵山線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、町道周智高校線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、町道蓬莱寺線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大門東区画８号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道大門東区画10号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、町道大門東区画４号線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大門東区画３号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、町道森宮線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道宮代東大洞院線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、県道宮代・赤松線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道宮奥上納山線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大上宮奥線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、町道大洞院線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

54. **東海自然歩道森鳥獣保護区**
町道柿之平佐賀野線の終点を起点とし、同地点より旧大日山街道を北進し、簡易林道佐賀野線との交点に至り、同線を北進し、林道杉沢線との交点に至り、同線を南進し、国有林と町有林の境界線に至り、同境界線を尾根伝いに北進し、簡易林道奥の院線の交点に至り同線を北進し、県道藤枝天竜線との交点に至る。同線を北進し、柚道（旧春埜山街道）の起点に至り、同柚道を北進し、春埜山頂上に至り、同地点から北進し、森町と浜松市との境界線に至り、同境界を東進し、２市１町境界線（森町、浜松市、島田市）に至り、同地点から森町と島田市との境界線に至り、平松峠を経て大日山金剛院に至り、さらに尾根に沿って南進し、林道明ヶ島線との交点に至り、同林道を南進し、中塚集落東端より森町佐賀野へ通じる集落を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

55. **東海自然歩道春野鳥獣保護区**
周智トンネルを起点として同地点から市道春野静修線に沿って南進し、市道春野中山静修線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西進し、国道362号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北進し、県道286号線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西進し、浜松市天竜区小川との境に至り、同地点から同境に沿って西進し、浜松市天竜区龍山町との境に至り、同地点から同境に沿って北進し、秋葉山頂に至り、同地点から約700m同境に沿って北進した地点より、久保田地区早川沢橋に向かって南進し、国道362号との交点に至り、同地点から同国道に沿って西進し、県道263号線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、県道水窪森線に至り、同地点から市道大ノホツ線を経て林道菊山線との交点に至り、同地点から同林道に沿って約600m東進した地点より南東進し、島田市との行政境に至り、同地点から約6km同行政境及び森町との行政境に沿って南西進した地点より北西進し、県道水窪森線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西進し、市道春野胡桃平線を経て新不動橋に至り、同地点から県道58号線に沿って南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

56. **細江坂部鳥獣保護区**
県道榛原金谷線と市道細江静波本線との交点を起点として、同地点から同県道に沿って東に進み東名高速道路との交点に至り、同地点から同高速道路に沿って北東に進み坂口谷川との交点に至り、同地点から同川に沿って東進し、国道150号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南進し市道細江57号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み主要地方道細江金谷線との交点に至り、同地点から市道細江静波本線に沿って南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

57. **鹿ヶ谷鳥獣保護区**
熱海市と伊東市との境界線上にある東電鉄塔を起点として、同地点から同境界線に沿って西北西に進み伊東市・伊豆市との３市境に至り、同地点から伊豆市境をさらに進み伊豆スカイラインに至り、同地点から伊豆市との行政界を北進し旧上多賀大仁峠に至り、同地点から宮川支線の沢を南東に進み市道熱海大仁線との交点に至り、同地点から県道に沿って東に進み市道南熱海二ノ倉線起点に至り、同地点から同線を経て終点に至り、同地点から同線に沿って南に進み農道小峠1号線に至り、同地点から農道及び農道上土城線を東進し農道柳洞線との交点に至り、同地点から更に南に進み東電送電線鉄塔の下に至り、同地点から送電線に沿って東に進み東電送電線鉄塔（No.64）に至り、同地点から高圧線（宇佐美線）に沿って南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

58. **上稲子鳥獣保護区**
富士宮市と旧芝川地区境界線上にある大助峠の登山道と境界線との交点を起点とし、同地点から山道に沿って西北西に600メートル進み入山線支線との交点に至る。同地点から入山線支流の沢に沿って西南西に進み入山川に至り、同地点から入山川に沿って南西に進み入山林道に至り、同地点から沢に沿って西に進み尾根の山道（木場道）に至る。同地点から稲子川支流の沢に沿って南西に進み西沢林道との交点に至る。同地点から西に進み西沢林道に沿って西沢林道と歩道との交点に至る。同地点から歩道に沿って西に進み富士宮市（カノタ峠）と山梨県境界線との交点に至る。同地点から県境界線に沿って北に進み三角点（897.1メートル）に至る。同三角点をさらに北東に進み標高点（986メートル）と標高点（1086メートル）を経て静岡県（旧芝川地区、富士宮市）と山梨県（南部町）境界線との交点に至る。同地点から旧芝川地区、富士宮市の境界線を南東に進み天子ヶ岳（1330メートル）に至る。同地点から境界線に沿って南東に進み標高点（1156メートル）を経て三角点（1084.3メートル）に至る。同三角点をさらに南東に進み標高点（863メートル）を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

59. **東海自然歩道竜山鳥獣保護区**
秋葉山標高約836m地点を起点とし、旧春野町との境を南に進み林班62は／20に至り、林班62は／20と62ほ／21の界を下り東海自然歩道からの歩道に至り、歩道を北に進み林班60ほと60るの界を登り林道瀬戸川線に至り、林道瀬戸川線、林道戸中線を西に進み林班58ほと58との接点に至り、林班58界を下り天竜川に至り、同地点より大嶺地内林班1り／4と1り／5の界を結び、ここより林班1へと1りの界を登り浜松市西雲名との境に至り、同所から北に進み、林班5界との接点まで進み、林班5界を下り林道三舞坂線沿いの沢沿いに下り林道市ノ瀬線に至り、林道市ノ瀬線を東に進み林班4界との接点に至り、林班4は4とに4にの界を登り同尾根に至り、尾根沿いに林班4ちとの接点に至り、林班4ちと4ほの界を東に進み、代行道路ハシゴ坂線に至り、代行道路ハシゴ坂線、林道ハシゴ坂線を登り、林班3との接点に至り、林班3界沿いに下り白倉川に至り、白倉川沿いに東に進み市道龍山西川秋葉線に至り、同市道、天竜川沿い、国道152号沿いに東に進み市道龍山大峯線との接点に至り、同地点より戸倉地内西ヶ池沢終点を結び、ここより西ヶ池沢沿いに登り、林班58わ、かよの界沿いに登り、林班59界との接点に至り、林班59と58の界を東に進み林班57ほ／1に至り、林班57ほと57にの界を北に進み林班56界との接点に至り、林班56界沿いに北東に進み林班57へ／3に至り、林班57へ／1と57へ／3の界を東に進み稜線に至り、ここより北東に起点を結ぶ線で囲まれた区域。

60. **細江湖周辺鳥獣保護区**
浜松市浜名区細江町伊目、県道細江舞阪線と県道引佐舘山寺線との交点を起点として、県道細江舞阪線を南進し旧浜松市と旧細江町との境界線まで至り、同境界線を南進し浜松市と旧細江町との境界線まで至り、同境界線を南進し湖岸まで西進し、同地点を左折して湖岸を進み東名浜名湖橋以東の細江湖一円（都田川河口以西までの内水面）をたどり、唐崎半島を迂回し、県道引佐舘山寺線の最北端より同線をたどり起点に至る区域。

61. **細江公園山鳥獣保護区**
市道細江3号線と市道上町7号線との交点を起点として、同地点から同線を西進し市道上町6号線、犬ぐぐり道、市道上町5号線を経て市道上町1号線との交点に至り、同地点から同線を西進し呉石沢との交点に至り、同地点から同沢を北進し市道細江14号線との交点に至り、同線を東進し農道呉石3号線との交点に至り、同農道を北進し国有林との交点に至り、同地点から国有林境を東進し市道細江3号線との交点に至り、同地点から同線を南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

62. **奥山鳥獣保護区**
市道西山線と林道方広寺線との交点を起点として、同地点から林道方広寺線を東進し方広寺の参道との交点に至り、同地点から同参道を南進し市道門前線との交点に至り、同地点から同線を南進し主要地方道浜北・三ヶ日線との交点に至り、同地点から同線を南進し市道西山１号線との交点に至り、同地点から同線を北進し市道西山線との交点に至り、同地点から同線を西進し林道方広寺線との交点に至る一円の区域。

63. **伊東市大池小学校野鳥愛護林**
伊東市吉田字カラス洞８２３番地の３地先と市道荻・一碧湖・梅の木平線との交点を起点として、同地点から同市道梅の木平線に沿って南東に進み市道十足道線と８２４番地の４、８２５番地の１との三交点に至り、同交点より南に折れ８２１番地の２、一碧湖との交点に至り、それより一碧湖沿いを南東に進み８２１番地の１と８２１番地の９との交点を北に折れ８２１番地の１地内を北東に進み市道との交点に至る。同交点より起点に至るまでの線で囲まれた一円の区域。

64. **御殿場市印野小学校野鳥愛護林**
御殿場市印野地内、御胎内清宏園の総合案内所前を起点とし、御胎内清宏園の区域境付近の遊歩道沿いに父の池付近まで南西方向に進み、遊歩道から御胎内清宏園の区域境との交点に至り、同地点から西方向に御胎内清宏園の区域境に沿って進み、総合案内所北側の溶岩洞窟付近の区域の外周を進み、起点に至る線により囲まれた御胎内神社を含む御胎内清宏園の区域。

65. **湖西連峰 鳥獣保護区**
市道神座15号線と県道太田中原線と接する地点を起点とし、同点より県道太田中原線を西進し、市道梅田本線と接する地点に至り、同点より市道梅田本線を北進し、市道梅田12号線と接する地点に至り、同点より市道梅田12号線を南進し、市道梅田6号線と接する地点に至り、同点より市道梅田6号線を西進し、市道梅田5号線と接する地点に至り、同点より市道梅田5号線を北進し、県道太田中原線と接する地点に至り、同点より県道太田中原線を西進し、梅田川と接する地点に至り、同点より梅田川を北進し、愛知県境と接する地点に至り、同点より愛知県境を北進し、県道豊橋大知波線と接する地点に至り、同点より県道豊橋大知波線を東進し、市道大知波太田線と接する地点に至り、同点より市道大知波太田線を南進し、市道太田岩崎線と接する地点に至り、同点より市道太田岩崎線を西進し、市道神座山田線と接する地点に至り、同点より市道神座山田線を東進し、市道神座山田1号線と接する地点に至り、同点より市道神座山田1号線を南進し、湖西市神座脇田182-1と接する三叉路交差点を経由し西進し、神座川と接する地点に至り、同点より神座川を南進し、市道神座15号線と接する地点に至り、同点より市道神座15号線を南進し、起点に至る一円の区域。

66. **大津小学校野鳥愛護林鳥獣保護区**
島田市大草地内の県道伊久美元島田線と林道会下沢線との交点を起点として、同地点から林道会下沢線に沿って北東に進み農道会下沢線との交点に至り、同地点から同農道に沿って北進し林道大草線との交点に至り、同林道を北進し標高350mの地点に至り、同地点から尾根に沿って西進し林道沖谷線を経て県道伊久美元島田線との交点に至り、同地点から同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域。

67. **二俣小学校野鳥愛護林**
国道152号鳥羽山隧道東口を起点として、同地点から天竜浜名湖鉄道、市道天竜和田北鹿島線を横断、鳥羽山公園入口を経て山の麓を東進し、二俣川左岸に至り、同地点から山の斜面沿いに南西進し、天竜川左岸沿いに山の麓に沿って西進し、天竜浜名湖鉄道、国道152号を横断してさらに北進し川口堤防より山裾を南進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

68. **西天城高原鳥獣保護区**
国道136号と県道仁科峠宇久須線の交点から同県道を６キロメートル東に進んだ附近（宇寺沢隣）、滝見橋、神田川上流の支点を起点とし、旧学校林と財産区有林の境界である神田川を約500メートル上流へ進み再度県道仁科峠宇久須線に交わる（字硯嵐）、交点から県道仁科峠宇久須線を東に進み、通称『山の神』の掘割を経由して尾長線の突き当たりの沢に至る。この地点から沢づたいに頂上の旧西伊豆町境に至る。この地点から旧西伊豆町と伊豆市の境界尾根沿いに南下し、県道伊東西伊豆線を横断、更に山伏峠を経由して旧西伊豆町の田町村界尾根を下り宇城山（宇久須官行造林地）界に至る。この地点から旧西伊豆町との境界を離れ、字城山との界参を西に下り字大小屋（財産区有林）と字寺沢洞山（元県行造林）の字界を寺沢洞山の県行造林入口部を経由し県道仁科峠宇久須線に至る。同地点から宇寺沢洞の旧学校林入口を経由し、私有林と旧学校林との境界を北の方向に進み、神田川上流部滝見橋の起点までの線で囲まれた一円の区域。

69. **湖西市大知波鳥獣保護区**
国道301号と主要地方道豊橋大知波線の交点を起点とし、主要地方道豊橋大知波線に沿って西進し、愛知県境と接する地点に至り、同地点より愛知県境に沿って北上し、浜松市境と接する地点に至り、同地点より浜松市境に沿って東に進み、猪鼻瀬戸の湖西市横山318−1番地先に至り、同地点より浜名湖岸に沿って南西に下り、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

70. **船明ダム湖鳥獣保護区**
浜松市天竜区塩見渡橋西端から県道渡ヶ島横山線を300m北進した地点にある電柱（電柱番号02ヒ−681）を起点として、同線を1800m北進し船明ダム堰堤西端に至り、同地点からダム湖沿いに北進し伊砂橋北端に至り、同地点から県道渡ヶ島横山線を北進し横山町市場地内の同線とダム湖堤防との交点に至り、同地点から堤防沿いに東進し、北東進し、学校橋の北端に至り、同地点から同橋を東進し横山川左岸堤防と交差する地点に至り、同地点から同川左岸堤防を南東に進み国道152号（横山橋）との交点に至り、同地点から国道152号を南進し相津、船明隧道を経て、浜松市船明ダム運動公園の北端に至り、同地点から同国道を南進し市道天竜船明大園線との交点に至り、同地点から同線を700m南東に進み字椿山地内大堀川に至り、同地点から大堀川に沿って同川河口まで進み、天竜川に至り、同地点から起点の電柱を結んだ一円の区域。

71. **富士川河口鳥獣保護区**
富士市新浜三四軒屋線の延長線と富士市海岸堤防との交点を起点として、同地点から同海岸堤防を東に進み海岸線に至り、同地点から同海岸線を西進し静岡市清水区蒲原の富士川堤防（外堤防）延長線との交点に至り、同地点から同堤防に向かって北進し同堤防の外堤防に至り、同地点から外堤防に沿って北進し国道１号（新富士川橋）に至り、同所から同国道を西進し内堤防に至り、同地点から内堤防に沿って北進し県道富士由比線（富士川橋）に至り、同地点から県道富士由比線（富士川橋）を東進し、富士市富士川堤防の内堤防に至り、同地点から内堤防に沿って南南東に進み東海旅客鉄道(株)の東海道本線に至り、同地点から富士川河川敷と私有地の境を南南東に進み富士市富士川堤防（外堤防）に至り、同地点から東進し内堤防に至り、同地点から内堤防沿いに南南東に進み国道１号（新富士川橋）に至り、同地点から東進し外堤防に至り、同地点から外堤防沿いに504メートル南南東に進み、同地点から東進し内堤防に至り、同地点から同内堤防沿いに南南東に進み、富士市富士川海岸堤防の内堤防に至り、同地点から内堤防沿いに東進し起点に至る一円の区域。なお、区域表現中の内堤防とは堤防の人家側を、外堤防とは河川側を示す。

72. **天竜川以西遠州灘鳥獣保護区**
浜松市道中田島砂丘線と国道１号との交点を起点として、同市道を約2,875m東進し、市道松島江之島との交点を右折、同市道を約130m南進し左折、市道河輪松島線を約520m東進し、市道松島45号線との交点に至り、同交点を右折し、同市道に沿って約550m南進し、市道松島63号線に入り、更に約100m南進し左折、同地点から約510m東進し、市道河輪30号線との交点を左折、同市道を約2,610m北進して国道150号との交点（掛塚橋）に至る。更に同国道を東進し、掛塚橋を渡り磐田市の二級河川駒場幹線との交点を右折、同市道を既設遠州灘鳥獣保護区沿いに南進し、旧磐田市と竜洋町の境界線に至る。同地点を右折、浜松市、旧新居町まで約27km西進し、湖西市白須賀字潮戸ヶ谷9104番地南約300mの海岸線に至る。同地点から右折北進し、同地番を経由、湖西市道西長谷海岸線との交点に至り、同地点から同道に沿って北進し、国道１号との交点を右折、同国道を約2.3km東進し、旧新居町境を通る市道に沿って北西進し、県道新居浜名線との交点に至り、同地点から同県道を約3.5km東進し、国道301号との交点に至り、同地点から同国道を約9.5km東進し、浜松市中央区篠原町付近で国道１号との交点に至り、同地点から同国道を東進し、浜松市を経て起点に至る一円の区域。

73. **小笠山鳥獣保護区**
掛川市境と県道磐田掛川線との交点を起点として、同県道を北進し県道小笠山総合運動公園線との交点に至り、同地点から同県道を東進し市道掛川高瀬線との交点に至り、同地点から同市道を東進し市道大東大須賀線との交点に至り、同地点から同市道を西進し市道入山瀬線との交点に至り、同地点から同市道を西進し県道袋井小笠線との交点に至り、同地点から同県道を南西進し旧大東町と旧大須賀町の境界線との交点に至り、同地点から同境界線に沿って西進し国有林と民有林との境界線に沿って南進し同地点から南に進み掛川市と袋井市の境界線を北進し起点に至る線で囲まれた区域。

74. **朝霧高原南鳥獣保護区**
県道富士宮・富士見線と県道清水富士宮線との交点（上井出交差点）を起点として、同地点から県道富士宮富士見線を西に進み市道内野44号線との交点に至り、同地点から市道内野44号線を北西に進み新大沢橋まで至り、同地点から猪の瀬川に沿って西北に進み、同地点から芝川の右岸沿いに芝川と芝川との合流点まで南に進み、同地点から芝川沿いに南進し横手沢橋に至り、同地点から市道横手沢芝山線を西に進み県道富士宮芝川線との交点に至り、同地点から県道富士宮芝川線を南に進み市道田貫湖線との交点に至り、同地点から市道田貫湖線を西北に進み芝川上流に至る。同地点から芝川の右岸沿いを北に進み、芝川放水路（発電用）との交点に至り、同地点から芝川放水路を北に進み、県道富士宮清水線との交点（通称三方境）に至り、同地点から県道富士宮清水線を北に進み市道上井出小学校・人穴猪之頭線との交点に至り、同地点から同市道を北に進み国道139号との交点に至り、同地点から国道139号を北に進み県道清水富士宮線との交点に至り、同地点から北に進み、同地点から東進し県道清水富士宮線を北東に470メートル進み、市道上井出の路東に沿って南東に進み、同地点から同市道を南東に進み市道人穴11号線との交点に至り、同地点から同市道を東に700メートル進み、同地点から同市道を東に進み市道清水富士宮線との交点に至り、同地点から県道清水富士宮線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域。

75. **稲取自然公園鳥獣保護区**
伊豆急行線上の稲取町アスド線と赤坂線との交点を起点とし、伊豆急付地を字崎の沢と大嶺との境を字トトウが峯まで北西に進み町有植林地と伊豆急貸付地との境を字トトウが峯まで北西に進み東京電力送電線下の交点に至り、同地点から送電線沿いに北へ進み稲取ゴルフ場進路に至る。同地点から日本製紙(株)森林地と町有地（字セイリ）との境を南東に進み、稲取ゴルフ場進路に至り、同地点から新ケ原路の公衆用道路を南に進み、赤坂線と接する地点に至る。同地点から県道上野アスド線を経て町道赤岩道路からの公衆用道路と上野アスド線を東に進み日稀翔室(株)分譲地の公衆用道路との交点に至り、更に公衆用道路を南に進み起点に至る線で囲まれた区域。

76. **高草山鳥獣保護区**
県道井川宗停車場線に架かる化粧橋右岸を起点として同地点から同県道に沿って南進し、市道青木小坂線との交点に至り、同地点から同市道を南進し、市道大和田１号線との交点に至り、同地点から同線を西進し、小坂１号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道宗小坂線との交点に至り、同地点から同市道を南西進し、日本坂峠旧道との交点に至り、同地点から同道を南進し、第１号幹線農道との交点に至り、同地点から同線を北西進し、サコノヤ沢との交点に至り、同地点から同沢を西進し、林道廻沢線との交点に至り、同地点から同線を北西進し、林道高崎花沢線との交点に至り、同地点から同市道を南進し、市道高崎花沢線との交点に至り、同地点から同線を北西進し、第２号支線農道との交点に至り、同地点から同線を北西進し、第１号幹線農道との交点に至り、同地点から同線を南西進し、第９号水路兼農道との交点に至り、同地点から同線を西進し市道坂本林道との交点に至り、同地点から同線を西進し、坂本東沢との交点手前50メートルを北進し、同沢を70メートル北進し、同沢合流点を左に折れて北進し、同地点から坂本地先歩道との交点に入り、標高198.3メートル地点を経て南西進し、西谷川との交点に至り、同地点から同川を150メートル南西進し、美榛橋を経て坂本地先歩道との交点に至り、同地点から同歩道を北西進し、標高144.8メートル地点を経て第10号水路兼農道との交点に至り、同地点から同線を北西進し、標高127.9メートル地点を経て第３号基幹農道との交点に至り、同地点から同線を北進し、第11号水路兼農道との交点に至り、同地点から同線を岡部方面に進み、第５号水路兼農道、第２号幹線農道、第１号幹線農道を経て、一般国道１号（岡部バイパス）との交点へ至り、同地点から同バイパスを静岡方面へ進み、市道丸子川沿線との交点に至り、同地点から同市道を南東進し、途中井尻地区の向山及び谷津山の山裾を通り、市道丸子川沿線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、寺田橋へ至り、同地点から丸子川に沿って南東進し、起点に至る線で囲まれた一円の地域。

77. **京丸周辺鳥獣保護区**
杉峰部落を起点として作業道杉峰線を北へ進み、林道京丸線へ至る。同地点から林道京丸線を東へ進み、国有林と民有林の境へ至る。同地点から国有林と民有林の境を北へ進み、国有林195林班へ至る。同地点から国有林185林班と195林班の境を進み、ボンジ山へ至る。同地点から尾根沿いに北東へ進み、旧春野町と旧水窪町との境に至る。同地点から同境を北東へ進み、京丸山を経て、高塚山手前の国有林126林班、125林班、241林班及び299林班との交点へ至る。同地点から尾根沿いに南へ進み、竜馬ヶ岳、岩岳山、入手山を経て、国有林262林班、267林班及び民有林との交点へ至る。同地点から谷沿いに国有林と民有林の境を南西に進み国有林道杉川線との交点へ至る。同地点からくぼ地を南西へ進み、国有林266林班界に至る。同地点から谷を南西へ進み、作業道との交点へ至る。同地点から作業道を南西へ進み、国有林266林班へ至る。同地点から国有林266林班境に沿ってさらに南西に進み、市道春野高杉小俣線との交点に至る。同地点から市道春野高杉小俣線を南西へ1キロメートル程進み、同地点から山の中を南西へ進み、市道春野門島線との交点に至る。同地点から市道春野門島線を南へ進み、市道春野平城石切線との交点に至る。同地点から市道春野平城石切線をさらに南西へ進み、杉峰部落へ至る一円の区域。

78. **伊豆市上船原鳥獣保護区**
県道船原西浦高原線と、船原川との交点を起点として同地点から県道船原西浦高原線を南東に進み、国道１３６号に至る。同地点から国道１３６号を東に進み、国道１３６号と林道土肥川線との交点に至る。同地点から林道土肥川線を北に進み、林道達磨山線に入る。林道達磨山線を北に進み、原小屋橋に至る。同地点から原小屋橋から流れる沢を最上流まで進み、その沢尾根線沿いに南西へ500m進む。同地点から真西へ進んで船原川に至る。同地点から船原川を下流に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

79. **龍山町大嶺鳥獣保護区**
浜松市天竜区旧浜、同龍山町、同佐久間町との境界接点を起点とし、浜松市天竜区佐久間町との境に沿って北進し、市道龍山白倉線を経て約2.2キロメートル北進し、標高780メートルの山頂に至り、同地点より約500メートル東進し、標高880メートルの山頂に至り菜畑沢西方の尾根沿いに約1.25キロメートル南進し、市道龍山白倉線に至り、白倉川を横断し標高660メートルの尾根に至り、尾根沿いに約1.8キロメートル西南に進んだ地点と起点を結ぶ線で囲まれた区域。

80. **磐田市東部鳥獣保護区**
国道１号と岩井鎌田幹線との交点を起点として、同所から岩井鎌田幹線を北に進み市道鎌田西幹線との交点に至り、同所から同線を西に進み市道岩井６号線との交点に至り、同所から岩井６号線、篠原７号線を経て東に進み太田川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防に沿って南に進み、国道１号、ＪＲ東海道本線及びＪＲ東海道新幹線を経て、市道篠原９号線との交点に至り、同所から同線及び市道西貝塚梓原線を経て市道篠原線に至り、市道西之島岩井線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道中泉新貝線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み、市道鎌田新貝線との交点に至り、同所から同線に沿って北に進み起点に至る線で囲まれた区域。

81. **大江片浜鳥獣保護区**
国道150号の字片浜と勝俣の字境を起点として、同地点から同国道を南進し久保桐・大磯・法京・坂井・太田浜を経て市道太田江湖線との交点に至り、同地点から同市道を南進し、市道大江男神線との交点に至り、同地点から同市道を北東進し、海老江・大江・百所・男神を経て市道男神４号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、市道黒子静波線との交点に至り、同地点から同市道を南進し、市道榛原井田10号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、字白井・大江・静波の交点に至り、同地点から字大江と静波、字片浜と静波、字片浜と勝俣の境界線に沿って東進し起点に至る線により囲まれた一円の区域。

82. **口坂本鳥獣保護区**
富士見峠を起点とし、井川高原自然歩道を大日峠まで北東に進み、旧県道井川静岡線との交点に至り、同地点から旧県道井川静岡線を南下し、県道井川湖御幸線（水のみ茶屋）との接点に至り、同地点から県道井川湖御幸線に沿って北進し、市道開拓３号線との接点に至り、同地点から同市道開拓１号線を北東に進み、林道竹ノ沢線との接点に至り、同地点から林道竹ノ沢線を約150m南下し、未舗装路との接点に至り、同地点から未舗装路を北東に進み、農道勘行峯線との接点に至り、同地点から農道勘行峯線を東進し、鍵尾峰（旧井川村、玉川村の境界）西側の尾根筋との交点に至り、同地点から尾根筋を東進して鍵尾峰に至る。同地点から旧井川村、玉川村の境界を南東に下り、大根畑峠を経由し、大野山頂に至り、竹ノ沢尾根を下り、県道井川湖御幸線に交わり、同地点から竹ノ沢との交点に至り、同地点から西方向の尾根を高山、くろみ代を経由して、大岳の稜線、旧井川村と玉川村の境界に至り、同稜線に沿って西進し、笠張峠と県道三ツ峰落合線との交点に至り、同地点から県道三ツ峰落合線沿いに北西に進み、県道南アルプス公園線との交点に至り、同地点から県道南アルプス公園線沿いに北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。

83. **箱根西麓鳥獣保護区**
函南町桑原字観音滝の町営キャンプ場を起点とし、同地点から200メートル北進し三島市との境界に至り、同地点から同境界に沿って箱根峠に向かって北東に進み箱根鳥獣保護区との境界に至り、同地点から箱根鳥獣保護区の外周に沿って南進し、鞍掛山山頂に至り、同地点から神奈川県と静岡県の県境に沿って南進し県道熱海箱根峠線との交点に至り、同地点から同線に沿って南下し、県道熱海箱根峠線の北端に至り、同地点から同線に沿って南東進し、熱海箱根峠線から同線に沿って南進し、県道熱海箱根峠線の距離標12キロポスト北側の送電線湯河原東京線の鉄塔（旧田代線60号）との交点に至り、同地点から送電線に沿って南西進し、同地点から送電線路線に沿って南進し、町道桑原(21)102号線に至り、同地点から同町道に沿って800メートル北進した地点に至り、同地点から山林を北西に600メートル進み普通河川大柳立川に至り、同地点から同河川を下り、起点に至る一円の区域。

84. **水窪自然休養林鳥獣保護区**
スーパー林道天竜線を、山住峠から北へ3.6km進んだ地点を起点とし、同林道沿いに北へ3.0km進み、同地点から北東へ門桁国有林境まで進み、同地点から同国有林境に沿って南西へ五丁堀頭山頂まで進み、同地点から南へ尾根沿いに起点へと進む一円の区域。

85. **猪鼻湖鳥獣保護区**
浜松市浜名区三ケ日町津々崎地内の国道362号と天竜浜名湖鉄道の交点を起点とし、天竜浜名湖鉄道に沿って西進し、大谷川に至り、大谷川河口より猪鼻湖岸に沿って北西に進み、大崎地内新瀬戸橋に至り、新瀬戸橋を西進し、国道301号と市道瀬戸公園線との交点に至り、同地点から市道瀬戸公園線を北上し、再び国道301号の交点に至り、同地点から国道301号を北に進み、国道362号との交点に至り、同地点から国道362号を東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

86. **香貫山東鳥獣保護区**
口野トンネル（国道４１４号の隧道）東端を起点として、同トンネル上を西進し沼津市との境界線に至り、同地点から同境界に沿って北進し大平山山頂に至り、同地点から香貫山鳥獣保護区の外周に沿って鷲頭山方向に西進しさらに同外周に沿って北東に進み、続けて大平山の山裾を東進し函南町との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って南進し市道２７−２号線との交点に至り、同地点から同線を南進し市道長２７−６号線との交点に至り、同地点から同市道を南進し市道長２−１号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北進し県道原木沼津線との交点に至り、同地点から同線を東進ししさらに南進し、県道韮山伊豆長岡修善寺線との交点に至り、同地点から同線を南進しさらに西進し、市道長１０１号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道韮山伊豆長岡修善寺線を通って南西に進み、同地点から同市道の長１０９３号線との交点に至り、同地点から同市道を西進しさらに南進し、国道４１４号との交点に至り、同地点から同国道に沿って北進し、起点に至る一円の区域。

87. **気賀鳥獣保護区**
市道上町13号線と国道362号との交点を起点として、同地点から同国道を北進し県道細江舞阪線との交点に至り、同地点から同県道を北進し県道細江舞阪線との交点に至り、同地点から同川右岸堤防を南西に進み引佐都田江湖線との交点に至り、同地点から同市道を北西に進み県道細江舞阪線と上町・市道上町８号線との交点に至り、同地点から同県道を北西に進み、同地点から同市道を北進し県道細江舞阪線の交点を経て、県道井伊谷市道上町線との交点に至り、同地点から同県道を東に進み、県道井伊谷新田線を東進し、同地点から同県道を北進し市道気賀2号線との交点に至り、同地点から同線を北西進し市道上町5−9号線、犬くぐり道、市道上町６号線及び市道上町７号線を経て市道細江3号線との交点に至り、同地点から同線を東進し市道上町13号線を経て起点に至る一円の区域。

88. **川名鳥獣保護区**
いなさ湖東岸と都田川ダム管理道との交点（都田川ダム）を起点として、同地点から同管理道を西進し市道引佐六平線との交点に至り、同地点から同線を西進し市道引佐東久留女木川名線との交点に至り、同地点から同線を北進し、県道渋川都田停車場線との交点に至り、同地点から同県道を南進し同の沢との交点に至り、同地点から同沢に沿って東進し、いなさ湖東岸に至り、同岸を南進し都田川ダム管理道との交点（都田川ダム）に至る一円の区域。

89. **蓮華寺池鳥獣保護区**
市道藤枝堀之内線と市道藤枝水守線との交点を起点として、同地点から市道藤枝堀之内線を西進し瀬戸川の金吹橋を渡り県道藤枝黒俣線との交点に至り、同地点から市道藤枝堀之内線を北進し県道藤枝黒俣線との交点に至り、同地点から同県道を北進し、市道藤枝黒俣線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、市道葉梨稲葉線との交点に至り、同地点から市道葉梨稲葉線を北進し葉梨川を渡り県道伊久美藤枝線との交点に至り、同地点から県道伊久美藤枝線を南進し、市道藤枝若王子線との交点に至り、同地点から同市道を南西に進み、市道藤枝若王子線を南進し、市道藤枝水守線との交点に至り、同地点から市道藤枝水守線を東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

90. **東海自然歩道両河内鳥獣保護区**
静岡市清水区西里725番地を起点として、同地点から市道西里伏木黒川線を南進し、下黒川と竜爪山を結ぶ山道との交点に至り、同地点から同山道に沿って南進し、旧両河内と旧清水の境を通り、穂積神社を経て竜爪山に至り、同地点から清水区との境界線に沿って北進し、真富士山を経て林道石合線との交点に至り、同地点から尾根伝いに北進し、林道石合線を南東に進み、国有林と民有地の境との交点に至り、同地点から国有林境に沿って北進し、大平谷山道運搬路との交点に至り、同地点から尾根沿いに北東に進み、湯野に至り、同地点から清水区の長沢峠を経て、青笹山に至り、同地点から山梨県境に沿って南進し、田代峠、徳間峠を経て、大字大平と中河内との境界に至り、同地点から大字境に沿って南東に進み、大字河内と中河内境を進み、元沢と石坂井沢を結ぶ山道との交点に至り、同地点から同山道を南西進し、林道元沢金石線との交点に至り、同地点から同林道に沿って東進し、静岡市清水区元沢1624番地に至り、同地点から山裾を通り、市道茂野島河内線との交点に至り、同地点から同市道を南進し、興津川にかかる西河内小学校上流の吊り橋に至り、同地点から同西河内に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

91. **稲取自然観察の森鳥獣保護区**
林道桃野線と町道入谷天城線との交点を起点として、同地点から町道入谷天城線に沿って北西進し、防火線（遊歩道）との交点に至り、同地点から防火線に沿って北東進し、同線の終点に至り、同地点より尾根を東北東進し、林道桃野線尾根に沿って南進し、林道桃野線に至り、同地点から林道桃野線に沿って南西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

92. **玉沢鳥獣保護区**
県道三ツ谷・谷田線と市道パサディナ赤王線との交点を起点として、同地点から県道三ツ谷・谷田線に沿って東進し、市道谷田168号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北進し、市道谷田169号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、市道谷田13号線を経て、市道谷田山に至り、同地点から東進し、農道との交点に至り、同地点から同農道に沿って北進し、市道山玉沢線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東進し、農林漁業用揮発油税財源身替農道との交点に至り、同地点から同農道に沿って北進し、函南町行政境との交点に至り、同地点から同行政境に沿って北進し、同行政境との交点に至り、同地点から同行政境に沿って西進し、市道パサディナ赤王線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

93. **三ヶ日西部鳥獣保護区**
愛知県（新城市）との県境、宇利峠を起点として国道301号に沿って東進し、浜名惣社神明宮前を経て三ケ日上手地内の市立三ケ日西小学校前を通過し、三ケ日スカイライン入口を経て三ケ日愛輸センター東側より国道362号との交点に至り、同国道を天竜方面へ進み市道石淵線との交点へ至り国道301号との交点を左折、国道を天竜方面へ進み瀬戸トンネルに至り、瀬戸トンネル通過後、同地点から愛知県境に沿って利木峠・本坂峠・中山峠を経て起点（宇利峠）に至る一円の区域。

94. **川根本町白羽の森鳥獣保護区**
林道南赤石線と『ウッドハウスおろくぼ』取付道との交点を起点として同地点から林道南赤石線を大札山方面へ北進する林道上空を送電線が交差している地点に至り、同地点右側の小道を登る峠に至り、同地点から右に折れ尾根沿いに南進し、鉄塔を通過し、更に南進し一本松の四叉の四叉に至り、同地点から遊歩道を南進する。遊歩道を左に折れ、遊歩道沿いに下る。作業道との交点に至り、同地点から作業道を西進し小道との交点に至り、同地点から尾根沿いに下ると幅員2.5mの作業道との交点に至り、同地点から作業道を西進すると幅員3.0mの作業道との交点に至り、同地点から左側前方の小道を南進すると鉄塔に至り、同地点から右に折れ小道を南進すると雑木林に至り、同地点から雑木林南側を尾根沿いに下ると小道に至り、同地点から小道を北進し、残土処理場を通過し、幅員3.0mの作業道との交点に至り、同地点から作業道を北進し起点に至る線で囲まれた一円の地域。

95. **青木西の山鳥獣保護区**
県道三沢富士宮線と一級河川潤井川との交点を起点として、同所から同県道を西進し、東海旅客鉄道身延線との交点に至り、同所から同線を北西に進み、富士宮市と芝川地区との境界線に至り、同所から同境界線を北進し、里道との交点に至り、同所から里道を北進し、一般市道下条46号線との交点に至り、同所から同線を東進し、一般市道青木11号線との交点に至り、同所から同線を北東に進み、県道白糸富士宮線との交点に至り、同所から同線を東に進み、一級河川潤井川との交点に至り、同所から同河川を南進し、起点に至る線により囲まれた区域。

96. **市民の森浮橋鳥獣保護区**
県道田原野南停車場線と市民の森浮橋外周園路との交点を起点とし、同所から外周園路を南東進し、市道大1261号線との交点に至り、同所から外周園路を南進し、大仁農場と農業者間の境界に沿って南進し、同所から県道田原野南停車場線に至り、同所から同線を200メートル程北東に進み、同所から外周園路を北に進み、同所から外周園路を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

97. **トモロトンネル鳥獣保護区**
国道135号トモロトンネルの白田側入口を起点とし、トンネル稲取側入口を結ぶ線で東に進み、町道稲取田代湖線、白鳥宅入口に至り全電通入口を経て全電通内道路終点から起点を結ぶ直線で囲まれた区域。

98. **荒沢鳥獣保護区**
県道浜岡菊川線と市道6124号線の交点を起点として、市道6124号線を南進し、法ノ沢有ヶ谷線114号線との交点に至る。同地点から同線を東進し、県道浜岡菊川線との交点に至る。同地点より同線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

99. **黄金崎鳥獣保護区**
町道黄金崎芝線と黄金崎コレクションガーデン管理道入口との交点を起点として、同地点から町道黄金崎芝線を西進し、同線の終点に至り、同地点から旧村道（海岸線沿い）に北進し黄金崎コレクションガーデン最東部に至り同地点から起点に至る一円の地域。

100. **大浜海岸鳥獣保護区**
東名高速道路と市道南安倍町中島安倍川左岸堤防線との交点を起点とし、東名高速道路に沿って東進し、県道山脇大谷線（通称大谷街道）との交点に至り、同地点から同県道を南進して海岸に至り、同地点から海岸に沿って西南に進み、市道南安倍町中島安倍川左岸堤防線を南に延長した地点に至り、同地点から同市道に向かって北西進し起点に至る一円の区域。

101. **浜北北西部鳥獣保護区**
浜松市浜名区四大地１０番３を起点とし、都田川に沿って旧浜北市境に至り、同地点から北進し、堀谷堂橋に至り、同地点から市道大平城谷線を東進し、県道熊小松天竜川停車場線との交点に至り、同地点から同線を南東進し、主要地方道浜北三ケ日線との交点に至る。同地点から同線に沿って西進し、市道宮口川山線との交点に至り、同地点から同線を南進し、旧浜北市境に至り、同地点から旧浜松市境を南進し、起点に至る一円の区域。

102. **池新田鳥獣保護区**
国道150号と市道県営七ツ山線の交点を起点とし、同地点から同市道を西進し市道2018号線との交点に至り、同地点から同線を北進し県道大東相良線との交点に至り、同地点から同線を東進し市道合戸高井線との交点に至り、同地点から同市道を東に進み、菊川市の一部をまたがり静岡カントリー浜岡コース北側に沿って西進し、市道2512号線・2606号線・2433号線・1619号線を北進し、市道2512号線との交点に至り、同地点から同線を北進し主要地方道掛川浜岡線との交点に至り、同地点から同県道を北東に進み県道菊川浜岡線を東進し、国道150号線と市道大東浜岡線との交点に至り、同地点から同線を南に進み、同地点から同線を東進し県道大東相良線との交点に至り、同地点から同線を東進し主要地方道掛川浜岡線との交点に至り、同地点から同線を南進し県道大東相良線との交点に至り、同地点から同線を南進し市道県営七ツ山線との交点に至り、同地点から同線を南進し起点に至る線で囲まれた区域。

103. **麻機鳥獣保護区**
国道1号バイパス線千代田上土ICと県道山脇大谷線との北側交点を起点とし、同地点から県道山脇大谷線を北進し同県道南側側線を経て農道麻機3号線との交点に至り、同所から同農道を麻機遊水地沿いに北進し市道新大山線下3号線に至り、同所から同市道を南西に進み市道3号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し県道遊水地第4号線との交点に至り、同所から遊水地外周沿いに南西進し県道山脇大谷線との交点に至り、同所から同県道を北に進み、同地点から同県道を南東に進み巴川河川に沿って北西進し、巴川に沿って南西に進み市道下土上清水線を東進し、市道西側幹線を経て、市道新大山線下3号線との交点に至り、同所から同市道を南進し農道麻機4号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み、市道合戸高上線との交点に至り、同所から同市道を南進し、同地点から市道大坪上新田道2号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み、同地点から南に進み、農道麻機線を経て、市道麻機線との交点に至り、同地点から同市道を南西に進み、常葉学園総合グランドの敷地南外周沿いに進み、農道麻機5号線、市道南沼上口の谷線を経て市道南沼上上土線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道流通センター1号線との交点に至り、同所から同市道を東進し、以後流通センター地区境界沿いに南進し、市道流通センター5号線に至り、同所から同市道を北東進し市道南沼上1号線を経て市道流通センター5号線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道1号バイパス線との交点に至り、同所から同バイパス線北側側道を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

104. **沼久保鳥獣保護区**
蓬莱橋（東側）と富士川河川敷の交差点を起点として、同地点から河川敷沿いに東進して富士宮市沼久保289番地との境に至り、同地点から標高50メートルの等高線に沿って東進して丸正砂利販売株式会社管理私道との交点に至り、同地点から同私道に沿って北進し、同地点から同私道に沿って東進し富士川河川敷と水面との境界を西進して蓬莱橋との交点（起点から約30m西側）に至り、同地点から起点を結んだ一円の区域。

105. **大井川河口鳥獣保護区**
国道150号の大井川富士見橋西側を起点として、同国道を東に進み、西島南交差点を右折しそのまま南進し、大井川河口野鳥公園展望台に至り、同地点から海岸線に沿って西に進み、同地点から海岸線を南進し、吉田町川尻地内の河川区域境との交点に至り、同地点から同区域境に沿って北に進み、吉田町道吉田8号線との交点に至り、同地点から同線を北西に進み、同地点から北西に進み、旧東西4号線との交点に至り、同地点から同線を西進し起点に至る線で囲まれた区域。

特定猟具（銃）使用禁止区域

1. **熱川温泉別荘地特定猟具(銃)使用禁止区域**
町道奈良本２号線と町道大川奈良本線との交点を起点として、同地点から町道奈良本２号線を北西進し湯川との交点（片倉橋）に至り、同地点から湯川に沿って北上し尾根に至り、同地点から柏木山に至る。尾根線に沿って東進し柏木山頂に至り、同地点から約700メートル南進し、大川奈良本線との交点に至り、同地点から町道大川奈良本線に沿って約50メートル西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

2. **見高特定猟具(銃)使用禁止区域**
賀茂郡河津町見高地内田尻川河口を起点として、同川を約0.4km北進し国道135号の交点に至り、同地点から国道135号を下田方向に約1.8km進み、河津トンネル入り口から片瀬山山頂に至り、尾根づたいに城山山頂を通り分譲地を囲むようにして進み、分譲地の道路終点から町道赤松虎丸線へ入る。同地点から町道赤松虎丸線を約1.2km進み町道見高２号線との交点に至り、町道見高２号線を北進し約2.3km進み町道見高入谷１号と合流し約0.3km進むと町道仲ヶ野向畑線との交点に至る。同地点から根木の田に向かい町道仲ヶ野向畑線を約1.1km進む見高畑根木ノ田岩高線との交点に至り、町道見高畑根木ノ田岩高線を約0.3km進むと東伊豆町との境界に至る。同地点から境界線に沿って約20km南へ進み海岸線に至り、海岸線に沿って南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

3. **伊東市城ヶ崎特定猟具(銃)使用禁止区域**
国道135号と伊東市八幡野1754番地の７待避所との交点を起点とし、同地点から100m南進し、赤沢区と八幡野区との区境界に沿って海岸線に至り、同地点から海岸線に沿って北東進し、伊東市八幡野小学校野鳥愛護林鳥獣保護区の境界に至り、同地点から愛護林の外周に沿って北東進し同区境界に至り、同地点から同境界に沿って北東進し、伊東市対島特定猟具（銃）使用禁止区域との交点に至り、同地点から同禁止区域の境界に沿って西進し、国道135号との交点に至り、同地点から同国道135号に沿って南西進し起点に至る一円の区域。

4. **伊東市対島特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道三の原線と国道135号との交点を起点とし、市道三の原線を東進し、市道三の原線と市道吉田・ホテル線との交点に至り、市道吉田・ホテル線を東進し、県道伊東川奈八幡野線との交点に至り、県道伊東川奈八幡野線を南進し、赤入洞川に至り、伊東市川奈赤入洞川を海岸まで進み、海岸に沿って南進し、伊東市富戸1221番地の14に至り、同地点から県道伊東川奈八幡野線を南進し、市道八幡野線との交点に至り、同地点から市道八幡野線を南東に進み、伊東市富戸930番地の10に至り、同地点から北進し、南進し、光の村バス停に至り、国道135号を南進し、国道135号と県道中大見八幡野線との交点に至り、県道中大見八幡野線を北西に進み、市道池・十足線との交点に至り、同地点から市道池・十足線を北進し、市道十足吉田線を北進し、県道遠笠山富戸線を東進し、国道135号に至り、国道135号線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

5. **葛城山特定猟具(銃)使用禁止区域**
伊豆の国市大字中小坂大門橋を起点として、狩野川特定猟具（銃）使用禁止区域の境界沿いを南進し神島との大字境に至り、同地点から大字境に沿って葛城山山頂へと進み、さらに大字境に沿って東進し、大字長瀬字大洞地先に至り、同地点から北西に下り上坂場に至り、同地点から林道長瀬線を北進し、さらに伊豆の国市道長瀬6012号線を経て長瀬夕ヶ沢に至り、同地点から南北に進み伊豆の国市道223号線を東進し、伊豆の国市道三津線との交点に至り、同地点から同線を東進し、伊豆の国市大字小坂字長瀬前196番地のため池に至り、同地点から伊豆の国市道224号線を東に進み国道414号との交点に至り、同地点から国道沿いに南東に進み起点に至る線で囲まれた区域。

6. **伊豆アニマルキングダム特定猟具(銃)使用禁止区域**
東伊豆町伊豆アニマルキングダム敷地の東北端を起点として、同地点から伊豆アニマルキングダムと造林地境を約0.8キロメートル南西に進み防火線に至り、同地点から防火線に沿って北東に進み浅間山頂上に至り、同地点から稜線に沿って約0.7キロメートル南東に進み防火線に至り、同地点から南南に進み起点に至る区域。

7. **安倍川河口特定猟具(銃)使用禁止区域**
静岡市駿河区広野地区東名高速道路と市道丸子新田広野三丁目線（通称用宗街道）との交点（広野橋）を起点とし、東名高速道路に沿って北東に進み、市道南安倍町中島安倍川左岸堤線との交点に至り、同地点から同市道を南進し海岸に至り、同地点から海岸に沿って西進し、市道広野１号線を南に延長した地点に至り、同地点から同市道に向かって北進し、市道広野東土地区画12号線と広野旧県道線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、市道広野東土地区画11号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、市道広野東土地区画11号線を北進し、国道150号と県道静岡焼津線及び市道丸子新田広野三丁目線との交点(広野交差点)に至り、同地点から市道丸子新田広野三丁目線(用宗街道)を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

8. **牧の原特定猟具(銃)使用禁止区域**
榛原郡吉田町所在東名高速道路吉田インターチェンジと湯日川との交点を起点として、東名高速道路北側側道に沿って北東に進み吉田町と島田市との境界線に至り、同地点から境界線に沿って南東に進み、吉田町と島田市との境界線に沿って南東に進み、さらに南東に進み牧之原市と島田市との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って進み、さらに北西に進み牧之原市と島田市との境界線に至り、島田市の境界線に至り、同地点から島田市と菊川市との境界線に沿って北西に進み、さらに西北に進み、市道菊川神谷城線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み市道菊川市道島田菊川線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、同地点から同線に沿って南に進み島田市道菊川線との交点に至り、同地点から島田市道島田金谷線との交点に至り、同地点から菊川をさかのぼり掛川市と島田市との境界線に至り、同地点から同境界線に沿って北西に進み主要地方道焼津森線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み市道安田線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み主要地方道焼津森線との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み、呂番生寺線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東に進み市道番生寺横岡線との交点に至り、同地点から同線に沿って西に進み、市道神谷城線との交点に至り、同地点から同線に沿って南に進み、同地点から同線に沿って北に進み、市道島田金谷線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し国道473号との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み、東名高速道路との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道南原線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し農道湯日線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、市道住吉線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道浅原線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、農道番生寺線と農道新菱橋との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道番生寺線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し市道番生寺六号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

9. **片岡原特定猟具(銃)使用禁止区域**
榛原郡吉田町所在東名高速道路吉田インターチェンジ西の湯日川右岸堤と東名高速道路南側側道との交点を起点とし、湯日川右岸堤に沿って南進し、町道東名片岡北3号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、町道吉田坂部線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、吉田町と牧之原市との境界線を経て県道吉田大東線との交点に至り、同地点から同線に沿って北西に進み、東名高速道路南側側道との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、吉田町と島田市との境界線との交点に至り、同地点から境界線に沿って北東に進み、再び東名高速道路南側側道との交点に至り、同地点から同側道に沿って北東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

10. **浅畑特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道川合加藤島線と市道川合南沼上自転車歩行者道線との交点を起点とし、市道川合南沼上自転車歩行者道線を西進して巴川歩道橋を渡り、巴川右岸沿いに南進して安東川との合流点に至り、同所から安東川左岸沿いに南進し市道南千代田1号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道観山排水路線に至り、同所から同市道を北西に進み、同所から同市道を北進し市道池ヶ谷南4号線を経て市道南大由下3号線との交点に至り、同所から同線を北進し麻機遊水地外周に至り、同所から同遊水地外周に沿って西進し、同所から同遊水地外周に沿って北進し市道麻機南遊水地線との交点に至り、同所から同市道を北進し、同所から同市道を北進し農道上坂谷津隧道線に入り谷津トンネルを経て市道上土長尾線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、市道瀬名岩鼻線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、瀬名川を渡り、市道瀬名土地区画20号線を経て、県道平山草薙停車場線との交点に至り、同所から同県道を北東進し、市道瀬名7号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道瀬名9号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、水梨橋を渡り市道上土長尾線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道川合南沼上線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、起点に至る線により囲まれた区域。

11. **三島市北原菅特定猟具(銃)使用禁止区域**
広域基幹林道北箱根山線の27・28林班界との交点である三島市北原菅水道施設を起点として、27・28林班界に沿って南西に進み27林班と28林班の準林班ろ・に界との交点に至り、同地点から28林班の準林班ろ・に界に沿って西進し28林班の準林班い・ろ・は・に界との交点に至り、同地点から28林班の準林班い・は界に沿って南西に進み28林班の準林班い・は界と34林班界との交点に至り、同地点から28・34林班界に沿って北東に進み28・30及び34林班界との交点に至り、同地点から28・30林班界に沿って北東に進み28・29及び30林班界との交点に至り、同地点から28・29林班界に沿って北東に進み広域基幹林道北箱根山線との交点に至り、同地点から広域基幹林道北箱根山線に沿って東に進み起点に至る一円の区域。

12. **三方原特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道152号と県道磐田細江線との交点を起点として、県道磐田細江線に沿って北西進し、市道金指停車場根堅線との交点に至り、同地点から同線を北東進し、旧浜松市との境に至る。同境に沿って北進し、浜松市浜名区都田町の県道谷上一色線との交点に至り、同地点から同線を東進し、県道根堅根洗線との交点に至り、同地点から同線を北西進し、国道362号との交点に至る。同地点から同国道を北西進し、市道須部灰の木線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道都田14号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道都田川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防を北進し、市道須部須部線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道都田281号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、旧浜北市との境に至り、同地点から同境に沿って南進し、市道宮口川山線との交点に至り、同地点から同線を南進し、主要地方道浜北三ケ日線との交点に至り、同地点から同線を南東進し、市道高根大屋敷線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道新都田公園線との交点に至り、同地点から同線を南西進し、国道362号との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道新原羽鳥線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道新原恩光寺線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道新原主原線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道姥ヶ谷荘原線との交点に至り、同地点から同線を南東進し、市道平口119号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道平口姥ヶ谷線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道内野宮口線との交点に至り、同地点から同線を南東進し、市道平口72号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、国道152号との交点に至り、同地点から同線を南進し、起点に至る線で囲まれた区域。

13. **観音山特定猟具(銃)使用禁止区域**
観音山国有林165林班西側境界と旧天竜市境界との交点を起点として、同林班北側境界（旧天竜市境界）を東進し、南進して、同林班東側境界と旧天竜市境界との交点に至り、同地点から165、164、162林班の南側林班界を西進し、161林班との境界に至り、同地点から161、160、163林班の東側林班界を南進し、県道渋川都田停車場線に至り、同地点から同県道を北進し、157林班の最南端に至り、同地点から157、153、151林班の西側林班界を北進して旧天竜市境界に至り、同地点から旧市境界に沿って162林班東側境界との交点に至り、同地点から162林班の東側林界、164林班の北側林界、165林班の西側境界を北進し起点に至る線で囲まれた観音山国有林一円の区域。

14. **田牛特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道吉佐美田牛線と市道大山線との交点を起点とし、同所から市道大山線を北進し、大山隧道に至り、同所から下田市と南伊豆町との市町境を北進し、字上仲ノ谷と字奈佐熊との境に至り、同所から尾根づたいに字上仲ノ谷、字奈佐熊、字幾茂野との境を経て、市道吉佐美田牛線との交点に至り、同所から同線を東進し、起点に至る線により囲まれた区域。

15. **平山特定猟具(銃)使用禁止区域**
伊豆の国市韮山江川邸駐車場入口橋を起点として、同地点から市道韮２−１７号線を約５６０メートル南進し、韮山字平山に至り、同地点から大字韮山江川郡駐車場入口の同市道韮２−１７号線を約７５０メートル南進し大字韮山韮山字平山に至り、同地点から大字韮山韮山字平山上と大字宇奈巻字岩戸境を岩戸山南西麓と畑を結ぶ道に至り、同地点から昌渓院洞前道路を６２０メートル西進し、市道韮６５１号線を経て荒神山鳥獣保護区に至り、同地点から市道韮６４８号線と市道韮６４６号線を経て県道南伊豆・反射炉線との交点に至り、同地点から同線を北進し市道韮６３８号線との交点に至り、同地点から同線を北進し市道韮１−５号線との交点に至り、同地点から同線を北進し県立韮山高等学校正門前に至り、同地点から市道韮６２６号線を東に進み市道韮６２５号線を東進し起点に至る一円の区域。

16. **コンヤ沢温泉特定猟具(銃)使用禁止区域**
静岡市葵区梅ヶ島の赤水の滝を起点として、主要地方道梅ヶ島温泉昭和線に沿って南進し、林道草木線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、葵区梅ヶ島4740番地の１の梅ヶ島グランドに至り、同地点から同グランド東端に沿って南進し、タチ沢に至り、同地点から同沢に沿って西進し、主要地方道梅ヶ島温泉昭和線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、葵区梅ヶ島4270番地に至り、同地点から山すそに沿って東進し、葵区梅ヶ島4235番地に至り、同地点から山すそに沿って葵区梅ヶ島4193番地の２の戸持共同製茶工場に至り、同地点から市道梅ヶ島大の木１号に沿って南進し、市道大の木戸持線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、葵区梅ヶ島4165番地に至り、同地点から稜線に沿って西進し、主要地方道梅ヶ島温泉昭和線を経て、葵区梅ヶ島3198番地先安倍川河川敷梅ヶ島キャンプ場に至り、同キャンプ場西端に沿って北進し、農道ザレ線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道大の木戸持線との交点に至り、同地点から安倍コンヤ沢第3号玉石コンクリート堰堤に向かって進み同堰堤を横断し、コンヤ沢左岸に至り、同地点から安倍川の右岸に沿って北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

17. **坊瀬特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道元町坊瀬線と市道潮見坂新町線の接する地点を起点とし、同点より市道潮見坂新町線を東進し、国道42号と接する地点に至り、同点より国道42号を西進し、市道東宿南４号線と接する地点に至り、同点より市道東宿南４号を北進し、市道潮見坂新町線と接する地点に至り、同点より市道潮見坂新町線を東進し、県道湖西東細谷線と接する地点に至り、同点より県道湖西東細谷線を北進し、市道鈴木自動車３号線と接する地点に至り、同点より市道鈴木自動車３号線を北進し、市道東笠子17号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子17号線を東進し、市道東笠子16号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子16号線を北進し、市道東笠子13号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子13号線を東進し、市道東笠子11号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子11号線を東進し、市道東笠子６号線と接する地点に至り、同点より市道東笠子６号線を東進し、県道湖西東細谷線と接する地点に至り、同点より県道湖西東細谷線を北進し、東海道新幹線と接する地点に至り、同点より東海道新幹線を東進し、市道新町山口線と接する地点に至り、同点より市道新町山口線を北進し、市道潮見坂新町線と接する地点に至り、同点より市道潮見坂新町線を西進し、起点に至る一円の区域。

18. **竜洋北特定猟具(銃)使用禁止区域**
磐田市堀之内地内県道豊田竜洋線と県道磐田竜洋線の交点を起点として、県道豊田竜洋線に沿って南西に進み、天竜川堤に至り同市道五９号線を北進し上野部豊田竜洋線を抜けて、県道竜洋線に至り、磐田市竜洋線と市道赤池33号線との交点に至り、県道豊田竜洋線を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

19. **鳥帽子山周辺特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道須之内青島線と市道志太大官島線との交点を起点とし、県道須之内青島線を南進し、市道７地区298号線との交点から市道を南進し、県道島田岡部線に至り、同線を西進し、東光寺谷川との交点に至り、同河川を北進し、島田市との市境に至り、同市境を北進し、市道７地区363号線との交点に至り、同線を南進し、南へ突き横断して市道７地区361号線に至り、同線及び市道志太大官島線を東進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

20. **磐南浄化センター特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道須恵新田1号線と駒場大中瀬線との交点を起点とし、同地点から駒場大中瀬線を北進し、旧仿僧川南特定猟具（銃）使用禁止区域との交点に至り、同地点から同特定猟具（銃）使用禁止区域を東進し、遠州灘鳥獣保護区境界を南進し、市道須恵新田1号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

21. **菊川カントリークラブ周辺特定猟具(銃)使用禁止区域**
東海道新幹線と市道塩ノ谷2号線との交点を起点とし、市道塩ノ谷2号線を北上し、市道塩ノ谷8号線、市道塩ノ谷9号線、市道潮海寺富田線をとおり、市道寺尾本線を北上し、市道公文名富田線との交点に至る。市道公文名富田線を東進し、市道東富田線をとおり、東海道新幹線との交点に至り、東海道新幹線に沿って東進し起点に至る一円の区域。

22. **中川特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道細江舞阪線曳舟橋を起点として同線を南進し、国道362号有水橋を経て同線を東進し、旧引佐町と旧細江町との境界線に至り、同線上を引佐赤十字病院の隣接地点まで進み、同地点より町道西平幹線・大阪線・出ヶ谷線を経て国道362号との交点に至る。国道362号を東進し旧浜松市との境界に至り、同線上を東進し県道細江浜北線との交点に至る。同線上を西進し県道磐田細江線との交点に至り、同線を東進し旧浜松市境に至り、同線上を西進し主要地方道細江舞阪線との交点に至り、同線を西進し県道引佐舘山寺線との交点まで進み、同地点から西進して細江湖と接する地点に至り、同点より湖岸に沿って西進し、都田川右岸堤防との交点に至る。同地点から西進し河口右岸に至り、同地点から同線を西進し、同地点から同線を東進し、都田川右岸堤防をさかのぼり、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

23. **佐鳴湖周辺特定猟具(銃)使用禁止区域**
主要地方道舘山寺鹿谷線と市道富塚294号線との交点を起点として市道富塚105号線を東進、市道富塚322号線を東南進、市道富塚122号線を東南進、市道蜆塚富塚1号線を西南進、市道富塚139号線を東進し市道池川富塚線に至り同線を南進し、市道富塚317号線を東南進、市道佐鳴台86号線を西南進、市道佐鳴台85号線を東南進、市道佐鳴台1号線を西南進、市道佐鳴台84号線東南進、市道泉倉松線を西南進し、市道佐鳴湖南線の交点に至る。同交点から同線を西進、市道入野67号線を西進、北進し市道入野250号線を西進、市道入野240号線を北進、西進し市道入野239号線を北進、西進し市道上島柏原線に至る。同交点から同線を西進、市道神ヶ谷190号線を東進、市道富塚172号線を東北進、市道富塚176号線を東北進、市道富塚175号線を東北進、県道宇布見浜松線に至る。同交点から同線を東進、市道富塚300号線を東進、市道富塚299号線を東進、市道富塚160号線を北東進し市道富塚谷寺線谷線に至る。同交点から同線を東南進、市道富塚222号線を北西進、市道富塚231号線を北進、市道富塚236号線を北西進、北進し市道西山13号線を東北進、市道和合西山1号線を西北進し県道浜松雄踏線との交点に至る。同交点から同線を北進、東進し市道富塚和合線を東進、市道富塚17号線を東北進、市道富塚71号線を西進、市道富塚60号線を東北進、市道池川和地山線を東進、市道佐鳴丘2号線を東北進、市道文丘1号線を西南進、市道富塚67号線を西南進、県立浜松商業高等学校沿いに西進、市道富塚79号線を西南進、主要地方道舘山寺鹿谷線を北進し、市道富塚294号線との交点に至る線で囲まれた区域。佐鳴湖面を除いた区域一円。

24. **三ヶ日町大崎特定猟具(銃)使用禁止区域**
浜松市浜名区三ケ日町津々崎地内大谷川河口を起点として、天竜浜名湖鉄道に沿って東進し、同線佐久米駅に至り、同地点から浜名湖岸に沿って南西に進み、大崎瀬戸に至り、同地点から猪鼻湖東岸に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の地域。

25. **渡ヶ島特定猟具(銃)使用禁止区域**
三方原用水導水幹線と市道天竜長石線との交点を起点とし、同所から同導水幹線を東進し、浜松カントリークラブゴルフ場用地との交点に至り、同所から同用地の北東端に沿って南東に進み、浜松市天竜区渡ヶ島と浜名区根堅の境界直前の道路に至り、同所から同道路に沿って南西進しさらに県道熊小松天竜川停車場線に沿って南西及び北西に進み、市道天竜長石線との交点に至り、同所から同市道に沿って北進し起点に至る線により囲まれた区域。

26. **田牛南特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道調鋼線と市道北股線との交点を起点とし、同所から市道北股線を北進し、終点に至り、同所から防波堤づたいに海岸線を北進し、下田市と南伊豆町との市町境に至り、同所から同市町境を北進し、二ツ石山の山頂に至り、同所から尾根づたいに南東進し、市道調鋼線の道調鋼道南口に至り、同所から同市道を北進し、起点に至る線により囲まれた区域。

27. **日和山特定猟具(銃)使用禁止区域**
南伊豆町子浦船着場を起点として、海岸線を落居字安川河口まで進み、同地点から子安川に沿って北上し旧落居橋に至り、同地点から旧町道を子浦に進み宇祥井に至る一円の区域。

28. **坂口谷川特定猟具(銃)使用禁止区域**
国道150号の坂口谷川西岸を起点として、同地点から坂口谷川西岸に沿って北進し、東名高速道路との交点に至り、同地点から同高速道路に沿って東進し、県道吉田大東線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、市道新玉金吉田線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、市道坂部線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東進し、町道山の根元神明１号線、町道馬場東村線、町道森下浜河原線、町道浜河原２号線を南進して海岸に至り、同地点から同海岸に沿って西進し、坂口谷川河口を経て市道細江162号線の延長との交点に至り、同地点から同市道に沿って北進し、国道150号との交点に至り、同地点より同国道に沿って東進し、起点に至る線により囲まれた区域。

29. **仿僧川特定猟具(銃)使用禁止区域**
磐田市鮫島地内を流れる二級河川仿僧川の左岸堤防法下と鮫島橋との交点を起点とし、同所から同河川左岸堤防法下沿いに南進し、塩新田橋との交点に至り、同所から同橋を渡り、同橋と同河川右岸堤防法下との交点に至り、同所から同河川右岸堤防沿いに北進し、鮫島橋との交点に至り、同所から同橋を渡り起点に至る線により囲まれた区域。

30. **旧仿僧川南特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道竜洋稗原小中瀬線と市道大中瀬25号線との交点を起点とし、同所から市道大中瀬25号線を東進し、遠州灘鳥獣保護区境界との交点に至り、同所から同境界に沿って西進し、市道竜洋稗原小中瀬線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域。

31. **庄内半島東特定猟具(銃)使用禁止区域**
浜松市中央区協和町地内の県道村櫛三方原線と市道協和40号線との交点を起点とし、同地点から県道村櫛三方原線を北東に進み、市道協和26号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道協和35号線との交点に至り、同地点から同線を南東に進み、市道協和36号線との交点に至り、同地点から同線を南西に進み、市道協和33号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、さらに続けて東進し、市道協和41号線との交点に至り、同地点から同線を北西に進み、市道協和30号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道白洲85号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、さらに続けて市道白洲43号線を東進し、市道白洲39号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道白洲庄内線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道白洲20号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、県道村櫛三方原線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道平松舘山寺線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道平松44号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道呉松平松線との交点に至り、同地点から同線を南進し、県道村櫛三方原線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、主要地方道舘山寺鹿谷線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道和地52号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、弁天橋に至り、同地点から花川右岸を南進し、浜名湖(庄内湖)湖岸との交点に至り、同地点から浜名湖(庄内湖)湖岸に沿って北進し、さらに続けて東進し、さらに続けて西進し、さらに続けて東進し、起点に至る線で囲まれた区域。

32. **庄内半島西特定猟具(銃)使用禁止区域**
浜松市中央区舘山寺町地内の県道舘山寺弁天島線と主要地方道舘山寺鹿谷線との交点を起点とし、同地点から主要地方道舘山寺鹿谷線を東進し、県道舘山寺弁天島線（旧有料道路）との交点に至り、同地点から同線を南進し、浜松市中央区村櫛町地内の県道村櫛三方原線との交点に至り、同地点から同線を北進し、県道舘山寺弁天島線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道村櫛238号線との交点に至り、同地点から同線を西進し、市道舘山寺50号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、起点に至る線で囲まれた区域。

33. **黄金崎特定猟具(銃)使用禁止区域**
町道黄金崎柴線と町道柴松ヶ坂線との交点を起点とし、町道柴松ヶ坂線を北進し、国道136号との交点に至り、同地点から同線を西進し、町道黄金崎線との交点に至り、同地点から同線を南西に進み、黄金崎コレクションガーデン管理道との交点に至り、同地点から黄金崎鳥獣保護区界沿いに北進し、黄金崎灯台を経て、海岸線に至り、同地点から海岸線を南進し、宮ん崎を経て柴川との交点に至り、同地点から同川沿いに北進し、町道柴川線との交点に至り、同地点から同線を東進し、町道黄金崎柴線との交点に至り、同地点から同線を東進し起点に至る一円の区域。

34. **新所特定猟具(銃)使用禁止区域**
国道301号の一の橋が東海道本線と交差する点を起点とし、同地点から東海道本線を西進し、市道グランド岡崎線と接する地点に至り、同地点から市道グランド岡崎線を北進し、市道岡崎本線と接する地点に至り、同地点から岡崎本線を東に進み、日の岡月見ヶ丘線に接する点に至り、同地点から日の丘月見ヶ丘線を北進し、国道301号と交差する地点に至り、同地点から国道301号を南東に進み、湖西市古見茶屋松1214と接する三叉路交差点を経て、起点に至る線で囲まれた区域。

35. **岡部町下持坂特定猟具(銃)使用禁止区域**
朝比奈川仮宿橋を起点として、同地点から同河川左岸を上流に向かって北進し、桂島集会場に至り、同地点から県道相俣岡部線を南東に進み、市道グランド岡崎線を南西に進み、岡崎本線を北東に進み、日の岡月見ヶ丘線を南東に進み、主要地方道焼津森線を西進し、起点に至る線により囲まれた区域。

36. **高田ヶ丘特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道深谷大平線と県道川上・菊川線との交点を起点とし、県道川上・菊川線を北進し、市道櫃下深ヶ谷線との交点に至る。同地点より市道櫃下深ヶ谷線を東進し、市道池通り神尾線との交点に至る。同地点より市道池通り神尾線を東進し、市道深ヶ谷神尾線との交点に至る。同地点より市道深ヶ谷神尾線を南西に進み、市道深谷大平線との交点に至る。同地点より市道深谷大平線を西進し、起点に至る一円の区域。

37. **大坂地区特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道相良・大須賀線と旧大須賀町との町境の交点を起点として、起点より町境を北進し市道鶴田糸線線との交点に至り、同地点から市道鶴田糸線線を北東に進み市道旧境線との交点に至り、同地点から市道旧境掛川大東線を北東に進み市道三井幹線との交点に至り、同地点から市道三井幹線を北西に進み、市道三社沢鶴田線との交点に至り、同地点から市道三井幹線を西に進み、市道三井幹線との交点に至り、同地点から県道大東相良線を北進し、県道大東相良・大須賀線との交点に至り、同地点から相良・大須賀線を西進し起点に至る線により囲まれた一円の区域。

38. **笠原特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道上区柏木線と市道上区29号線との交点を起点とし、市道上区柏木線を北進し、市道岡崎市三沢線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道三輪三沢線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道三輪１号線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道三輪２号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道三輪３号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、市道三輪柏木線との交点に至り、同所から同市道を南進し農道1026号線との交点に至り、同所から同農道を東進し市道三輪７号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道三輪６号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道三輪８号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、県道袋井大須賀線との交点に至り、同所から同県道を南進し、市道三輪９号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三輪18号線を横切り弁財天川との交点に至り、同所から同河川に沿って北進し市道南区25号線との交点に至り、同所から同市道に沿って北進し市道南区24号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道南区３号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道南区17号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道岡崎南区江ノ端線との交点に至り、同所から同市道を北上し市道西区13号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道西区14号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道西区25号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道西区16号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道西区18号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道一ツ入田との交点に至り、同所から同市道を北進し、県道袋井大須賀線との交点に至り、同所から同県道を北進し、県道袋井大須賀線との交点に至り、同所から同県道を南進し、同所から県道袋井大須賀線を東進し県道袋井大須賀線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道上区29号線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた一円の区域。

39. **大池今之浦川特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道見付岡田線と市道大原堀之内幹線との交点を起点とし、同所から市道見付岡田線を北進し、東海道新幹線との交点に至り、同所から同新幹線に沿って東進し、今之浦川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防に沿って北進し、県道磐田見付線との交点に至り、同所から同県道を東進し、市道豊浜・磐田線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道東区との交点に至り、同所から同市道に沿って南進し、県道磐田・掛川線との交点に至り、同所から同県道に沿って北進し、市道西之島岩井線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道西之島岩井線との交点に至り、同所から同市道を南進し、県道豊浜磐田線との交点に至り、同所から同市道西之島22号線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道高木鮫池線（高木大原線）との交点に至り、同所から同市道に沿って西進し、市道西之島29号線との交点に至り、同所から同市道に沿って東進し、市道西之島36号線との交点に至り、同所から同市道に沿って東進し、旧磐田市道との交点に至り、同所から同境に沿って今之浦川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防に沿って北進し大原排水路との交点に至り、同所から同排水路に沿って北西進し、地番2186-1の北の水路との交点に至り、同所から西進し、大池川に至り、同所から同河川右岸を北進し、市道大原堀之内幹線との交点に至り、同所から同市道に沿って西進し起点に至る線により囲まれた区域。

40. **和田公園周辺特定猟具(銃)使用禁止区域**
主要地方道吉田大東線と市道牛渕谷田部線との交点を起点とし、主要地方道吉田大東線を東進し、県道菊川榛原線に至り、県道菊川榛原線を南東に進み、市道和田牛渕線との交点に至る。市道和田牛渕線を南下し、市道牛渕谷田部線との交点に至る。市道牛渕谷田部線を北上し起点に至る一円の区域。

41. **牧之原市静波海岸特定猟具(銃)使用禁止区域**
国道150号の字片浜と勝俣の字境を起点とし、同地点から同国道に沿って東進し、市道細江152号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南進し、市道細江152号線の延長上の海岸に至り、同地点から海岸に沿って西進し、勝間田川河口を経て字勝俣と片浜の字境に至り、同地点から同境に沿って北進し起点に至る線により囲まれた区域。

42. **遠笠山特定猟具(銃)使用禁止区域**
伊東市池字上野895の339地先と伊豆市との境界線と天城高原鳥獣保護区の境界との交点を起点とし、天城高原鳥獣保護区界（伊東市界）に沿って南東に1,215m進み、天城高原鳥獣保護区界と霊友会周辺鳥獣保護区界との交点に至り、同地点から霊友会周辺鳥獣保護区界に沿って西南西に1,565m進み、霊友会周辺鳥獣保護区界（霊友会所有地）と伊豆観光開発株式会社所有地との交点に至り、同地点から伊豆観光開発株式会社所有地境に沿って北西に890m進み、県道遠笠山富戸線（天城高原鳥獣保護区界）との交点に至り、同地点から天城高原鳥獣保護区界に沿って北に1,215m進み、国有林界石標563（天城高原鳥獣保護区界）に至り、同地点から天城高原鳥獣保護区界に沿って東南東に205m進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

43. **太田入出特定猟具(銃)使用禁止区域**
国道301号が入出太田川と接する点を起点とし、同地点より国道301号を北上し、県道太田中原線を西進し、同地点より県道太田中原線を西進し、大規模農道との交点に至り、同地点より大規模農道を北上し、主要地方道豊橋大知波線との交点に至り、同地点より主要地方道豊橋大知波線を東進し、湖西市大知波1243番地の６と国道301号と接する地点に至り、同地点より国道301号を南下し、湖西市大知波1275番地地先の前河岸線に至り、同地点より浜名湖岸に沿って南下し、湖西市入出正木水景と浜名湖水面に接する地点に至り、同地点より浜名湖岸に沿って南下し、湖西市入出474番地の５と浜名湖水面に接する地点に至り、同地点より入出太田川左岸展望に沿って西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

44. **伊豆熱川別荘地特定猟具(銃)使用禁止区域**
町道奈良本１号線と町道奈良本２号線及び町道湯ヶ岡赤川線の交点を起点として、同地点から町道湯ヶ岡赤川線を北東に進み、町道足山支線との交点に至り、同地点から同町道に沿って１１３m南進し、町道足山線との交点に至り、同地点から同町道を北進し、町道湯ノ沢熱湯線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南進し、町道奈良本１号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

45. **伊左地隠ヶ谷川特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道舘山寺鹿谷線と市道伊左地９号線との交点を起点とし、県道舘山寺鹿谷線に沿って東進し、市道伊左地105号線の交点に至り、同地点から植林沿いを南東に進み、さらに植林沿いを北西に進み、さらに植林沿いに南東に進み、さらに植林沿いを北進し、さらに植林沿いを東進し、さらに植林沿いを北進し、さらに植林沿いを東進し、植林帯の東端から真北にある植林帯の東端に至り、同地点から植林沿いの北側を西進し、さらに植林沿いを北西に進み、さらに植林沿いを北進し、防護柵との交点に至り、防護柵沿いに北進し、市道伊左地149号線との交点に至り、同線を東進し、市道伊左地203号線との交点に至り、同地点から伊左地町2091-10の宅地へ北進し、同地点から住宅北境を西進し緑ヶ丘公民館を経てさらに住宅北境を西進し伊左地町1794-1に至り、同地点から伊左地町1825-1まで直線で結び市道伊左地９号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、起点に至る線で囲まれた区域。

46. **狩野川特定猟具(銃)使用禁止区域**
伊豆市の狩野川修善寺橋北側を起点として、狩野川左岸堤防を北進さらに西進し、沼津市我入道地先の河口（海岸堤防）に至り、同地点から対岸の海岸堤防に至り、同地点から狩野川右岸堤防を東進、さらに南進し修善寺橋南側に至り、同地点から同橋を西進し起点に至る一円の区域。

47. **和地花川特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道村櫛三方原線と市道和地湖東線との交点を起点とし、同地点から県道村櫛三方原線を南西に進み、市道和地52号線との交点に至り、同地点から同線を南進し弁天橋に至り、同地点から花川左岸に沿って北進し県道舘山寺鹿谷線に至り、同地点から県道舘山寺鹿谷線を北東に進み、市道和地35号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、東名高速道路との交点に至り、同地点から市道和地湖東線と市道和地35号線との交点まで北東に進み、同地点から市道和地湖東線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域。

48. **沖山梨特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道磐田山梨線と市道上山梨平宇線との交点を起点とし、同地点から市道上山梨平宇線を約250メートル南進し市道下町沖山梨線との交点に至り、同地点から市道下町沖山梨線を約530メートル西進し市道深山線との交点に至り、同地点から市道深山線を約250メートル北進し県道磐田山梨線との交点に至り、同地点から県道磐田山梨線を約600メートル東進し、起点に至る一円の区域。

49. **吹上特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道細江舞阪線と東海道新幹線との交点を起点とし、同地点から東海道新幹線を西進し、東海道新幹線第１浜名橋東端に至り、同地点から浜名湖湖岸に沿って北進し、さらに南進し同湖岸を東進し、県道細江舞阪線と交差する地点に至り、同地点から同線を南進し、起点に至る一円の区域。

50. **奥野ダム周辺特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道池東松原線と県道伊東修善寺線（中伊豆バイパス）との交点を起点とし、県道伊東修善寺線を西進し市道奥野線との交点に至り、同地点から同線を南東に進み伊東市荻字奥野７１４番地の１の南端に至り、同地点から沢に沿って北東に進み伊東カントリークラブ管理道との交点に至り、同地点から同管理道を北西に進み市道一ノ沢・池ノ平線から起点に至る一円の区域。

51. **寒天車道特定猟具(銃)使用禁止区域**
国道414号寒天林道入口の登り口を起点として、同地点から登り尾の山稜線沿いに進み新山峠に至り、同地点から山稜線沿いに南進み天城鳥獣保護区界に至り、同地点から同鳥獣保護区との境界線を東進し、南西に進み起点に至る一円の区域。

52. **笹間川ダム湖周辺特定猟具(銃)使用禁止区域**
中部電力笹間川ダム管理道路と市道初瀬線との交点を起点とし、同市道を北進し、主要地方道藤枝天竜線との交点に至り、同主要地方道を北進し、市道桑之山線との交点に至り、同市道を南進し、市道笹間渡線に至り、同地点から林道笹間渡線を東進し、中部電力笹間川ダム管理道路に至り、同管理道路を南進し起点に至る線で囲まれた一円の地域。

53. **佐浜古人見湖岸特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道佐浜７２号線と市道佐浜大見線との交点を起点として、同地点から市道佐浜大見線に沿って南東に進み、主要地方道細江舞阪線との交点に至り、同地点から浜名湖湖岸を西へ進み、浜松市中央区古人見町３００３番地先に至り、同地点から北に進み、佐浜町３番地の１２と佐浜町４８３５番地の１との交点に至り、同地点から市道佐浜７２号線に沿って北東に進み起点に至る区域。

54. **上倉沢特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道落井南線と市道落井上原13号線との交点を起点とし、市道落井上原13号線を北上し、認定外道路との交点に至る。同地点より認定外市道を西進、北上し、第4号床固堰堤を西進し、さらに同堰堤から市道東峯落井上原線と結んだ線を西進し、市道東峯落井上原線に至る。同地点より市道東峯落井上原線を北上し、市道落井上原26号線との交点に至り、同市道落井上原26号線を北上し、島田市との市境に至る。同地点より市境に沿って北上、東進、南下し、市道落井南線との交点に至り、市道落井南線を西進し、起点に至る一円の区域。

55. **柿沢川特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道函南停車場・反射炉線と函南町の行政境との交点を起点として、同地点から県道函南停車場・反射炉線に沿って東に進み、町道韮２−５号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って東進し、町道韮１−２号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北進し、町道韮２−４号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西進し、町道韮２−３号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み函南町との行政境に至り、同地点から同行政境に沿って南に進み起点に至る線で囲まれた区域。

56. **庆塚特定猟具(銃)使用禁止区域**
三島市市行政界側の新城橋と狩野川特定猟具（銃）使用禁止区域との交点を起点として、同所から県道三島静浦港線に沿って北進し、市道松本長伏公園線との交点に至り、同所から市道松本長伏公園線に沿って東進し、同線の終点に至り、同終点から更に道路に沿って東進し、狩野川特定猟具（銃）使用禁止区域との交点に至り、同所から同特定猟具（銃）使用禁止区域境に沿って南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域。

57. **安倍川、藁科川特定猟具(銃)使用禁止区域**
安倍川にかかる東名高速道路安倍川橋と安倍川左岸堤防との交点を起点として、同地点から同橋を西進し、安倍川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北進し、藁科川左岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北進し、静岡市わらしな学園上段の高圧線との交点に至り、同地点から同高圧線に沿って西進し、藁科川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って東進し、静岡市葵区羽鳥６７６−３１１に至り、同地点から私有地と河川敷の境に沿って北東進し、安倍川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北東進し、途中静岡南西中学校の敷地の南西端に至り、同地点から同中学校西側の安倍川右岸堤防沿いに進み、静岡市与左衛門新田の安倍川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北進し、静岡市安倍口団地・国土交通省官舎に至り、同地点から同国道南の堤防に沿って南東進し、安倍川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って北東進し、葵区油山字上原１５１３−１に至り、同地点から安倍川を東進し、葵区牛妻字中沢１３４３に至り、同地点から安倍川左岸堤防に沿って南進し、途中、諸鋼山西側崖沿いに進み、更に安倍川左岸堤防に沿って南進し、ＪＲ東海道本線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、安倍川左岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防に沿って南進し起点に至る線で囲まれた区域。

58. **大津谷川特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道岸元島田線と市道御仮屋元島田線との交点を起点とし、市道御仮屋元島田線に沿って南に進み、県道島田岡部線との交点に至る。同地点から市道横井御仮屋線に沿って南東へ進み、県道島田吉田線との交点に至り、同地点から県道島田吉田線に沿って東へ進み、県道神座大井川港線に沿って進み、同地点から県道島田吉田線との交点に至り、同地点から県道島田吉田線を北に進み、県道島田岡部線から市道神座大井川港線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道鶴田南線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し起点に至る線により囲まれた区域。

59. **東富田特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道吉沢・金谷線と市道東富田友田線との交差点を起点とし、市道東富田友田線を北上し、市道東富田線との交点に至る。同地点より市道東富田線を北上し、島田市との市境に至り、市境に沿って東進し、県道吉沢・金谷線との交点に至る。同地点より県道吉沢・金谷線を南下し、起点に至る一円の区域。

60. **安間川特定猟具(銃)使用禁止区域**
浜松市中央区飯田町地内の東海道新幹線南面と龍光飯田１号線との交点を起点とし、同地点から東海道新幹線南面に沿って東進し、県道二俣浜松線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、市道老間２７号線との交点に至り、同地点から真西を見通した安間川右岸の金折２号線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、下飯田８号線との交点に至り、同地点から朝比奈川右岸堤防に沿って北進し、市場橋に至り、同地点から安間川右岸堤防を北進し、飯田橋に至り、同地点から龍光飯田１号線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

61. **大渕地区特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道大渕2号線と市道大渕8号線の交点を起点とし、市道大渕2号線を東進し、市道199号線との交点に至り、同所から同線を東進し、竜今寺川線との交点に至り、同所から県道相良大須賀線を北進し、県道大渕8号線との交点に至り、同所から同線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

62. **牧之原市鬼女新田・須々木原特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道大原御比奈線と主要地方道相良大須賀線との交点に架かる高橋を起点とし、同地点から同市道を西進し、同市道と市道須々木49号線との交点に至り、同地点から同市道を北進し、主要地方道相良大須賀線との交点に至り、同地点から同主要地方道を東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

63. **新川流域特定猟具(銃)使用禁止区域**
旧雄踏町境と主要地方道浜松雄踏線との交点を起点とし同地点から主要地方道浜松雄踏線に沿って東進し、市道志都呂50号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南進し、志都呂町5756−１（ゴルフ練習場）に至り、同地点から同地番に沿って南下し、180メートルのところを南進し、新川右岸に至り、同地点から南西を見通した市道篠原3号線に渡り、同地点から同市道に沿って南進し、市道篠原10号線との交点に至り、同地点から用水路の交点に至り、市道篠原115号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、市道志都呂篠原線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、東海道新幹線に沿って南西に進み、主要地方道浜松環状線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北進し、旧雄踏町境との交点に至り、同地点から同境に沿って北東進み、西進し、北西に進み、主要地方道浜松環状線を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

64. **天竜高校演習林特定猟具(銃)使用禁止区域**
旧天竜市森林計画図174林班の北西角を起点とし、同所から174林班・175林班に沿って北東進し、175林班中の県営林と民有林との境に至り、同所から県営林（175林班）に沿って南進し、国道362号との交点に至り、同所から同国道を南進し、174林班の南西角に至り、同所から同林班沿いに北進し起点に至る線で囲まれた区域。

65. **白須賀特定猟具(銃)使用禁止区域**
愛知県境界線と国道一号の交点を起点に、愛知県境界線沿いを南下し、海岸一号線との交点に至り、同地点より海岸一号線を東進し、西長谷海岸線との接点に至り、同地点より西長谷海岸線を北進し、白須賀工区二号線との交点に至り、同地点より白須賀工区二号線を道なりに北上し、国道一号との交点に至り、国道一号を北上し起点に至るまで線で囲まれた区域。

66. **西大谷ダム公園特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道西大谷入山瀬線と市道丹付・仁丸線との交点を起点とし市道西大谷入山瀬線を南進し、市道横須賀西大渕32号線との交点に至る。同地点より市道横須賀33号線を北進し、市道横須賀36号線との交点に至る。同地点より市道横須賀36号線を北進し市道早稲ヶ谷線との交点に至る。同地点より市道早稲ヶ谷線を北進し市道横須賀72号線との交点に至る。同地点より市道横須賀72号線を北東に進み市道横須賀73号線との交点を通過し、市道横須賀74号線との交点を通過した後、市道横須賀75号線との交点に至る。同地点より市道横須賀75号線を西進し市道横須賀西大渕62号線との交点に至る。同地点より市道横須賀西大渕62号線を北進し市道横須賀63号線との交点に至る。同地点より市道横須賀63号線を北進し市道横須賀68号線との交点に至る。同地点より市道横須賀68号線を北に進み市道横須賀西大渕62号線との交点に至る。同地点より市道横須賀西大渕62号線を西進し市道横須賀69号線との交点に至る。同地点より市道横須賀70号線との交点を通過し市道丹付・仁丸線との交点に至る。同地点より市道丹付・仁丸線を東進し、起点に至るまでの線に囲まれた区域。

67. **西田町南部特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道袋井大須賀線と国道150号との交点を起点として、県道袋井大須賀線を北進し、県道相良大須賀線との交点に至る。同地点から県道袋井大須賀線を北進し市道大渕116号線との交点に至る。同地点から市道大渕116号線を東に流れる下紙川右岸に沿って南下し、袋井市境との交点に至る。同地点から市境に沿って国道150号まで至る。同地点から国道150号を東進して起点に至るまでの線で囲まれた区域。

68. **栃山川特定猟具(銃)使用禁止区域**
栃山川河口の栃山川水門と北側左岸の接点を起点として、同地点から栃山川水門を東進し、栃山川右岸堤防との交点に至り、同地点から栃山川右岸堤防に沿って北進し、国道150号との交点に至り、同地点から同西側にある栃山川緑地公園を含みながら西進し、栃山川右岸堤防に至り、同地点から栃山川右岸堤防に沿って北進し、栃山川右岸堤防沿いにある栃山川自然生態観察公園を含みながら西進し、栃山川右岸堤防に至り、同地点から栃山川右岸堤防に沿って西進し、焼津市と藤枝市との市境との交点に至り、同地点から市境に沿って南東に進み、栃山川左岸堤防との交点を通過し、治長諸所59に至り、同地点から南東進し、大島橋と栃山川左岸堤防との交点に至り、同地点から栃山川左岸堤防に沿って南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

69. **瀬戸川特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道静岡焼津線の当目大橋と瀬戸川北側左岸堤防の交点を起点とし、同地点から当目大橋を南進し、瀬戸川右岸堤防との交点に至り、同地点から瀬戸川右岸堤防に沿って西進し、焼津市と藤枝市との市境との交点に至り、同地点から市境に沿って北進し、瀬戸川左岸堤防との交点に至り、同地点から瀬戸川左岸堤防に沿って東進し、朝比奈川左岸堤防との交点に至り、同地点から朝比奈川左岸堤防に沿って北西に進み、焼津市と藤枝市との市境との交点に至り、同地点から市境に沿って北進し、吐呂川左岸堤防に至り、同地点から吐呂川左岸堤防に沿って東進し、朝比奈川左岸堤防に至り、同地点から朝比奈川左岸堤防に沿って南東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

70. **太田川特定猟具(銃)使用禁止区域**
浜松御前崎自転車道と東橋との交点を起点とし、同地点から同自転車道沿いに東進し、市道南田福田幹線との交点に至り、同地点から太田川を横断し、市道豊浜７６号線との交点に至り、同地点から市道豊浜８８号線との交点まで至り、同地点から市道豊浜８８号線との交点まで至り、同地点から堤上線沿いに南下し、前川の右岸河口部に至り、同地点から同河川を右岸沿いに東進し、前川橋との交点に至り、同地点から同橋を南へ渡り、遠州灘鳥獣保護区との境に至り、同地点から同保護区沿いに西進し、太田川を横断し、同保護区境沿いに北進し、東橋の交点まで至り、同地点から東橋を渡り起点に至る一円の地域。

71. **逆川特定猟具(銃)使用禁止区域**
二級河川逆川に架かる山麓橋を起点として市道山麓橋大池線を東進し、市道掛川駅梅橋線との交点に至る。同地点より同線を西進し、天竜浜名湖鉄道との交点に至る。同地点より同線を東進し、掛川市役所前駅に至る。同駅より市道下俣上山本線を経てＪＲ東海道本線に至る。同地点より同鉄道を東進し、袋井市との市境に至る。同地点より同市境に沿って北上し、国道１号の北側にある普通河川馬込沢川との交点に至る。同地点より同河川を東上し、二級河川原野谷川との交点に至る。同地点より同線を南進し、県道掛川袋井線との交点に至る。同地点より同線を東進し、山麓橋大池線の交点に至る。同地点より同線を東進し、起点に至る線で囲まれた区域。

72. **伊佐見特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道和地54号線と主要地方道舘山寺鹿谷線との交点を起点とし、同地点から主要地方道舘山寺鹿谷線に沿って東進し、主要地方道細江舞阪線との交点に至り、同地点から同線を南進し、旧雄踏町境との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、浜名湖岸との交点に至り、同地点から浜名湖岸に沿って北進し、市道佐浜大見線との交点に至り、同地点から同線を北進し、佐浜75号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、佐浜77号線との交点に至り、さらに佐浜75号線を南進し、再び佐浜77号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道佐浜大人見線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道和地54号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、起点に至る線で囲まれた区域。

73. **東山口特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道日坂沢田線、千羽交差点を起点として、県道方の橋薗ヶ谷線を北進し、掛川バイパスを経て掛川市東部工業団地入口、市道千羽八坂線との交点に至る。同地点より同線を東進し、市道寺ヶ谷線との交点に至る。同地点より同線を南進し、市道曲り屋寺ヶ谷線を経て、県道日坂八坂線（掛川バイパス八坂ＩＣ）との交点に至る。同地点より同線を南進し、起点に至る線で囲まれた区域。

74. **萩間川特定猟具(銃)使用禁止区域**
萩間川右岸と萩間川相良水門との接点を起点として、同地点から萩間川相良水門を西進し、天の川との交点に至り、同地点から北進し、藤沢川との交点に至り、同地点から北進し、菅ケ谷川との交点に至り、同地点からさらに北進し、沢木川との交点に至り、同地点から同河川を南下し、萩間川左岸との交点に至り、同地点から萩間川左岸を北進し、萩間川に至り、同地点から北進し、御料談川との交点に至り、同地点から北進し、久保田橋の交点に至り、同地点から萩間川左岸から萩間川右岸を南進し、蛭ケ谷川との交点に至り、同地点から南進し、白井川との交点に至り、同地点から南進し、柳田川との交点に至り、同地点から南進し、是谷川との交点に至り、同地点から東進し、萩間川左岸と萩間川水門との接点に至り、同地点から起点に至る線で囲まれた区域。

75. **土方特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道袋井小笠線と市道掛川大東線との交点を起点とし、同地点より同線を北進し、市道422号線との交点に至る。同地点より同線を北進し、市道番場幹線との交点に至る。同地点より同線を南東に進み、市道大坪線との交点に至る。同地点より同線を南進し、市道桐ヶ谷線との交点に至る。同地点より同線を200m東進し、市道258号線との交点に至る。同地点より同線を南進し、市道324号線との交点に至る。同地点より同線を南東に進み、市道近江ヶ谷線との交点に至る。同地点より同線を南西に進み、市道土方平田線との交点に至る。同地点より同線を西進し、市道掛川大東線との交点に至る。同地点より同線を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域。

76. **国包特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道大東相良線と市道323号線との交点を起点とし、同地点より同線を北西に700m進み、市道山川久保三俣線との交点に至る。同地点より同線を北に100m進み、菊川右岸沿いの道路との交点に至る。同地点より同道路を北に200m進み、市道鶴田糸線線との交点に至る。同地点より同線を東進し、市道大東相良線との交点に至る。同地点より同線を南進し、市道大東相良線との交点に至る。同地点より同線を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域。

77. **火剣山特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道西沢支線１号線の終点を起点とし、起点から南下し、市道火剣線との交点に至る。この交点からさらに南下し、市道火剣線と市道西沢支線２号線との交点に至る。この交点から市道西沢支線２号線の終点へと西進し、同道路終点から中部電力所有の送電線浜岡幹線64号鉄塔と直線で結び、同鉄塔から浜岡幹線65号鉄塔を直線で結び、島田市境へと至る。市境に沿って北上の後、南下し、市道東富田線との交点に至る。この交点から市道東富田線を南下し、市道西沢支線との交点に至る。この交点から市道細谷線を南下し、市道中尾線との交点に至る。この交点から市道中尾線を北進し、市道西沢支線１号線の終点に至る一円の区域。

78. **宮内・梶ヶ谷特定猟具(銃)使用禁止区域**
筬川に架かる名波橋を起点とし、同地点より筬川左岸堤防に沿って南進し、市道4403号線との交点に至り、同地点より同線を東進し、市道玄保・宮木ヶ谷線106号線との交点に至り、同地点より同線を南進し、県道大東相良線との交点に至り、同地点より同線を北進し、市道桜ヶ池線218号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、市道大兼宮内線217号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、市道雨乗中田線222号線との交点に至り、同地点より同線を東進し、農道3-1号線との交点に至り、同地点より同線を東進し、市道法ノ沢有ヶ谷線114号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、起点に至る線で囲まれた区域。

79. **浮島沼特定猟具(銃)使用禁止区域**
富士市道吉原沼津線と滝川右岸堤防との交点を起点として、同市道を東進し沼津市境に至り、同地点から沼津市境沿いに南進し沼川右岸堤防との交点に至り、更に沼津市境に沿って南進し再度沼川右岸堤防との交点に至り、同地点から堤防沿いに沿って沼川を横断し東海旅客鉄道(株)の東海道本線の交点に至り、同地点から東海道本線に沿って東進し東海道本線東海学校下踏切に至り、同地点から日本製紙(株)富士工場沿いを北進し沼川左岸堤防との交点に至り、同地点から沼川右岸堤防沿いに西進し滝川右岸堤防の延長線との交点に至り、同地点から滝川右岸堤防に沿って北進し起点に至る線で囲まれた区域。

80. **宇佐美みのりの村特定猟具(銃)使用禁止区域**
伊東市宇佐美の宮川と塩木道川との交点である宇佐美字中里入２３９２−２地点を起点とし、同地点から塩木道川を南進し、塩木道川第一堰堤より１５０メートル川沿いを南進した地点を交点として、同地点から尾根を南進して伊豆市との行政界との交点に至り、同地点から行政界に沿って東進してから北進して伊豆スカイラインに至り、同地点から交点として伊豆スカイラインに沿って行政界に至り、同地点を交点として行政界（防火帯）を北進して伊豆スカイラインとの交点に至り、同地点を交点として伊豆スカイラインに沿って北進し行政界に至り、同地点を交点として行政界を北進し、伊豆スカイラインとの交点に至り同地点を交点として伊豆スカイラインに沿って北進し、宇佐美字池の洞３２４６−１と宇佐美字負越３２４７−１との境界を交点とし、同地点から沢を東進して宮川上流に至り、同地点を交点として宮川に沿って東進して起点に至る一円の区域。

81. **勝間田坂部特定猟具(銃)使用禁止区域**
東名高速道路の吉田町との市町境を起点とし、東名高速道路に沿って西進し、東名高速道路上の字東萩間と静谷との字境に至り、同地点より字東萩間と静谷及び字東萩間と布引原の字境に沿って北進し、菊川市との市境に至り、同地点より菊川市との市境沿いに北上し、菊川市・島田市・牧之原市の市境に至り、同地点より島田市との市境沿いに南東進し、島田市・吉田町・牧之原市との交点に至り、同地点より吉田町との市町境沿いに南下し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

82. **丹那特定猟具(銃)使用禁止区域**
函南町域、県道熱海・函南線と、県道田原野・函南停車場線の交点を起点とし、同地点から県道田原野・函南停車場線を南進し、同地点から同線を北進し、函南町鳥獣保護区の外周に沿って西進し、同地点から町道ダイヤランド90号線に至る。同線を北東進し、さらに函南町鳥獣保護区を外周に沿って西進し、町道ダイヤランド91号線を経由し、町道２−11号線との交点に至り、同地点より約100m北東進し、町道ダイヤランド223号線へ至り、同線に沿って北西進し、同線終点に至る。同地点より等高線上に北西進し、町道平井13号線に至り、同地点から北進し、町道平井６号線に至り、同線を約200m北東進し、これより沢沿いに北西進し、町道平井25号線に至り、同線を北東進し、県道熱海・函南線を横断して町道平井31号線との交点に至る。同地点より同線を北東進し、主要地方道熱海・函南線との交点に至り、同地点より山道を北東進し、沢に至り、沢沿いにさらに北東進し、町道桑原５号線の交点に至り、同線を北東進し、町道桑原４号線に至り、同線を北東進し、町道桑原１号線に至り、同地点から同線を北東進し、町道桑原２−17号線に至り、同地点から町道桑原12号線を北東進し、町道桑原113号線に至り、同線を北東進し、南進しスプリングスカントリークラブコース横を通り、町道桑原43号線、35号線及び42号線を西進し、町道２−18号線に至る。同線を東進し、町道桑原102号線に至り、同線を北進し箱根西麓鳥獣保護区に至り、同鳥獣保護区の外周に沿って東進し、林道箱根山線との交点に至り、同線を南東に進み、主要地方道熱海・函南線に至る。同線を東進し、町道軽井沢33号線に至り、同線を南東進し、町道丹那86号線に至り、同線を東進し、町道軽井沢31号線との交点に至り、同線を南東に進み、鷹ノ巣山等高線沿いに南東進し、町道細41号線に至り、同線を北進し丹那峠との交点に至り、同線を起点まで北進し、町道27号線との交点に至り、同線を南進し、県道熱海・函南線旗ノ巣山トンネル出口に至り、同地点より同県道を南進し起点に至る線により囲まれた一円の区域。

83. **鮫島地区特定猟具(銃)使用禁止区域**
鮫島41号線と鮫島45号線との交点を起点とし、同地点から鮫島45号線を南下し、鮫島46号線との交点に至り、同地点から鮫島46号線を南下し、鮫島53号線との交点に至り、同地点から鮫島53号線を南下し、二級河川仿僧川右岸堤防法下との交点に至り、同地点から左岸堤防法下沿いを東進し、浜部排水機場西側道路延長線との交点に至り、同地点から浜部排水機場西側道路に沿って北進し、浜部11号線との交点に至り、同地点から浜部11号線沿いに北進し、掛塚堀新田幹線との交点に至り、同地点から掛塚堀新田幹線に沿って西進し、浜部14号線との交点に至り、同地点から鮫島と太郎馬新田の境を北進し、鮫島40号線との交点に至り、同地点から鮫島40号線を西進し、鮫島41号線との交点に至り、同地点から鮫島41号線を西進し起点に至る線で囲まれた区域。

84. **諸井浅羽特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道袋井大須賀線の旧袋井市と旧浅羽町との市町境を起点として、袋井大須賀線を南進し市道浅岡法多線との交点に至り、同地点から市道浅岡法多線を東進し市道東小篠ケ谷線との交点に至り、同地点から市道東小篠ケ谷線を南進し、市道浅名線との交点に至り、同地点から市道浅名線を北東進し、市道東小篠ケ谷線を東進し市道東同笠浦沿線との交点に至り、同地点から市道東同笠浦沿線を東進し市道浅岡法多線との交点に至り、同地点から市道浅岡法多線を東進し旧袋井市と旧浅羽町との市町境に至り、同地点から市町境を北進しさらに西進し起点に至る線により囲まれた区域。

85. **青野川特定猟具(銃)使用禁止区域**
主要地方道下田石廊松崎線の弓ヶ浜大橋と二級河川青野川右岸堤防の交点を起点として、同地点から同河川右岸堤防沿いに北西に進み、さらに西進し、二級河川二条川との交点に至り、同地点から同河川右岸堤防沿いに西進し、二級河川鯉名川との交点に至り、同地点から同河川右岸堤防沿いに北西に進み、二条橋に至り、同地点から同橋を渡り、同河川左岸堤防に至り、同地点から同河川左岸堤防沿いに南東に進み、二条川との交点に至り、同地点から同河川右岸堤防沿いに北西に進み、国道１３６号との交点に至り、同地点から国道１３６号を西進し、坂下橋との交点に至り、同地点から同橋を渡り、同河川左岸堤防沿いに北進し、青野川との交点に至り、同地点から同河川右岸堤防沿いに北進し、さらに北西に進み、県道下田南伊豆線小町橋との交点に至り、同地点から同橋を渡り、同河川左岸堤防に至り、同地点から同河川左岸堤防沿いに東進し、さらに南東に進み、二級河川一条川との交点に至り、同地点から同河川右岸堤防沿いに北東に進み、上の原頭首工との交点に至り、同地点から頭首工を渡り、同河川左岸堤防に至り、同地点から同河川左岸堤防沿いに南西に進み青野川との交点に至り、同地点から同河川左岸堤防沿いに東進し、弓ヶ浜大橋との交点に至り、同地点から弓ヶ浜大橋を渡り起点に至る一円の区域。

86. **大井川マラソンコース"リバティ"特定猟具(銃)使用禁止区域**
小笠線大井川水路橋の西南端より同橋に沿って北東に進み、県道焼津森線との交点に至る。同地点より、同線に沿って、南東へ進み、県道島田川根線との交点に至る。同地点から、県道島田川根線に沿って南東へ進み、国道１号との交点に至り、同地点から、国道１号に沿って南東へ進み、市道向谷旧堤防との交点に至る。同地点から、市道向谷旧堤防、県道大井川左岸堤防に沿って南へ進み、県道島田岡部線との交点に至る。同地点から県道河原大井川港線に沿って南東に進み、国道150号との交点に至り、同地点から国道150号に沿って南西へ進み、島田市と焼津市の市境との交点に至る。同地点から島田市と焼津市の市境に沿って北西に進み、更に島田市と藤枝市の市境に沿って北西に進み、島田市宇細島と宇大柳の境界との交点に至る。同地点から大井川左岸河川敷より南500mの地点に沿って西へ進み、ＪＲ東海道本線との交点に至る。同地点からＪＲ東海道本線に沿って南西へ進み、大代川との交点に至る。同地点から市道東町東線に沿って北に進み、県道島田岡部線との交点に至り、同地点から市道島田東町線を北に進み、国道１号との交点に至る。同地点から、市道島竹下線に沿って北に進み、市道牛尾築切下線との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み、市道山鼻線との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み、市道牛尾横岡堤防線との交点に至る。同線に沿って北西に進み、大井川右岸堤防の東端に至る。同地点から堤防に沿って西進み、起点へと至る一円の区域。

87. **塩新田地区特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道福田中島５４号線と国道１５０号との交点を起点として、同地点から今之浦川右岸法下を同河川右岸法下沿いに南東進し、仿僧川左岸法下との交点に至り、同地点から同河川左岸法下沿いに西南進し、宇兵衛新田地区との境界線との交点に至り、同地点から同境界線沿いに北東進し、市道一色５号線との交点に至り、同地点から同路線を南東進し、市道塩新田６号線との交点に至り、同地点から同路線を北進し、市道南田福田幹線との交点に至り、同地点から北進し、宇兵衛新田地区境界線との交点に至り、同地点から同境界線沿いに北東進し、市道福田中島５４号線との交点に至り、同地点から北進し起点に至る線で囲まれた区域。（法下は、すべて河川側）

88. **前岡特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道袋井・小笠線と市道前岡・東谷線との交差点を起点とし、同地点より市道前岡・東谷線を北進し、市道南２９号線との接点に至り、同地点より市道南２９号線を東進し、県道袋井・小笠線との接点に至り、同地点から県道袋井・小笠線に沿って南進し、起点に至る線により囲まれた区域。

89. **原野谷川・逆川合流部特定猟具(銃)使用禁止区域**
二級河川原野谷川に架かる広愛大橋と市道掛之上袴宜弥線の交点を起点とし、同地点から広愛大橋を北進し、市道貫名線の起点に至る。同市道を北進し、市道名栗貫名線との交点に至る。同市道を北東に進み、同心橋に至る。同地点から逆川を東へ進み、掛川市との境界に至り、同地点より境界沿いに南進し、逆川を越え、同河川の左岸堤防を西進し原野谷川親水公園との交点に至り、同地点から同公園を西進し、市道掛之上袴宜弥線との接点に至り、同地点から同市道を南進し、起点に至る線により囲まれた区域。

90. **庄内湖特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道和地52号線の弁天橋と花川左岸との交点を起点とし、同地点から花川左岸に沿って南進し、浜名湖湖岸との交点に至り、同地点から同湖岸を西進し、浜名湖鉄猟具（銃）使用禁止区域制札及び区域境界線が設置された地点に至り、同地点から浜名湖を渡り、浜名湖対岸の特定猟具（銃）使用禁止区域制札及び区域境界線が設置された地点に至り、同地点から浜名湖湖岸に沿って北進し、さらに続けて同湖岸に沿って東進し、花川右岸との交点に至り、同地点から花川右岸を北進し、市道和地52号線との交点に至り、同地点から弁天橋を渡り、起点に至る線で囲まれた区域。

91. **桜台特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道湖東和地線と市道和地桜台線との交点を起点とし、同地点から県道村櫛三方原線を北進し、さらに続けて東進し、市道桜台25号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道西丘26号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道西丘30号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道東和地73号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道湖東和地線との交点に至り、同地点から同線を西進し、起点に至る線で囲まれた区域。

92. **千牧田特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道吉沢・金谷線と市道落井南線との交点を起点として、県道吉沢・金谷線を北上し、島田市との市境に至る。同地点より市境に沿って東進し、市道落井北線との交点に至る。同地点より市道落井北線を東進し、市道落井南線との交点に至る。同地点より市道落井南線を南下、西進し、起点に至る一円の区域。

93. **宇刈地区特定猟具(銃)使用禁止区域**
二級河川宇刈川に架かる谷田川橋と宇刈川右岸との交点を起点として、同地点から宇刈川右岸を北進し、市道春岡馬ヶ谷線の起点に至る。同市道を北進し、市道春岡13号線との交点に至る。同市道を東進し、市道春岡10号線との交点に至る。同市道を北進し、市道掛川・袋井線に至る。同県道を西進し、都市計画道路春岡南場線の交点に至る。同都市計画道路を北進し、森町との境界に至り、同地点より境界沿いに東進し、市道春岡66号線の延長線上との交点に至る。市道春岡66号線の延長線上を南進し、市道春岡63号線との交点に至る。同市道を南進し、市道春岡63号線との交点に至る。同市道を東進し、途中の一の沢を越え、同市道の延長線上に東進し、小高池北岸に至る。同地点から小高池北岸に沿って東進し、市道山梨三沢4号線との交点に至る。同市道を北進し、市道山梨三沢3号の起点に至る。同市道を東進し、市道宇刈三沢線との交点に至る。同市道を東進し、市道村松宇刈線との交点に至る。同市道を南進し、市道可睡一色線との交点に至る。同市道を南進し、市道久能可睡線に至る。同市道を南進し、市道太田村松線との交点に至る。同市道を西進し、起点に至る線により囲まれた一円の区域。

94. **松島特定猟具(銃)使用禁止区域**
国道150号と市道松島江之島線との交点を起点として、同地点から同線に沿って南進し、市道河輪松島線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道松島45号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道松島63号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道松島61号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道河輪30号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、国道150号との交点に至り、同地点から同線を西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

95. **宇布見特定猟具(銃)使用禁止区域**
主要地方道浜松雄踏線と主要地方道細江舞阪線との交点を起点として、同地点から主要地方道細江舞阪線に沿って南進し、東海道新幹線との交点に至り、同地点から東海道新幹線の北側に沿って東進し、東海道新幹線と主要地方道浜松環状線との交点に至り、同地点から主要地方道浜松環状線を北上し、旧浜松市との行政境との交点に至り、同地点から同境に沿って北東に進み、西進し、北西に進み、主要地方道浜松環状線を経て、主要地方道浜松雄踏線との交点に至り、同地点から同線を西進し起点に至る線で囲まれた区域。

96. **浮島沼東特定猟具(銃)使用禁止区域**
主要地方道三島富士線（通称根方街道）と沼津市道2031号線の交点を起点として、同市道を南進し沼津市道2035号線に入り、更に南進して国道１号バイパスに至り、同地点を国道１号バイパスに沿って西進し、富士市との行政界に至り、富士市との行政境沿いに北進し、主要地方道三島富士線に至り、同地点から同線を東進し起点に至る一円の区域。

97. **高通山特定猟具(銃)使用禁止区域**
松崎町と南伊豆町との町境と国道136号との交点を起点として、町境を高通山山頂に向けて西に進み山頂に至り、山頂から町境を南西に下り、旧波勝崎歩道との交点に至る。同地点から旧波勝崎歩道に沿って東進し尾根に至る。尾根づたいに南進し山頂に至り、同地点から町道雲見伊浜線に向けて尾根づたいに東に進み国道136号との交点に至り、国道136号を南伊豆町方面に進み起点に至る線を結んだ一帯の地域。

98. **野賀地区特定猟具(銃)使用禁止区域**
竜今寺川橋を起点として、市道199号線を北進し市道大渕2号線との交点に至り、同地点から同線を東進し市道鶴田糸線線との交点に至り、同地点から旧町境（掛川市大渕と掛川市大坂の境界）を南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

99. **藤塚地区特定猟具(銃)使用禁止区域**
県道掛川大東大須賀線と県道相良大須賀線の交点を起点として、県道掛川大東大須賀線を北進し東大谷橋に至り、同地点から市道大渕2号線を北進し、市道大渕8号線との交点に至り、同地点から同線を南進し県道相良大須賀線との交点に至り、同地点から同線を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

100. **新田特定猟具(銃)使用禁止区域**
日影沢昭和47年施工治山谷止工の左岸を起点とし、林道日影沢線をとおり梅ヶ島5036-2番地の日影沢親水園魚の里に至り、同施設の山すそに沿って南進し、梅ヶ島5008-1番地の梅ヶ島金山温泉に至り、同施設の山すそに沿って安倍川に至り、同川左岸に沿って北進し、三河内川第1床固左岸に至り、同施設に沿って右岸に渡り、主要地方道梅ヶ島温泉・昭和線に至り、同地点より同線に沿って北進し、梅ヶ島5342-3番地梅ヶ島新田温泉黄金の湯に至り、同施設の山すそに沿って北進し、再び主要地方道梅ヶ島温泉・昭和線に至り、同地点より三河内川第7床固の左岸に至り、同地点より山すそに沿って日影沢昭和47年施工治山谷止工の右岸に至り、起点に至る線に囲まれた区域一円の地域。

101. **丹野・古谷特定猟具(銃)使用禁止区域**
市道東447号線と県道大東菊川線の交点を起点として、市道447号線を東進し市道内谷線との交点に至る。同地点より市道内谷線を北進し、市道東437号線との交点に至る。同地点より市道東437号線を南西に進み、市道古谷高橋原線との交点に至る。同地点より市道古谷高橋原線を南進し、県道大東菊川線との交点に至る。同地点より県道大東菊川線を北進し、起点に至る一円の区域。

102. **三川地区特定猟具（銃）使用禁止区域**
市道見取山田線の袋井市と磐田市の市境を起点とし、見取山田線を南進し市道見取大谷幕ケ谷線との交点に至り、同地点から見取大谷幕ケ谷線を北進し袋井市と磐田市の市境に至り、市境を北進しさらに西進し起点に至る線により囲まれた区域。

103. **根原特定猟具（銃）使用禁止区域**
山梨県境と国道139号との交点を起点とし、76林班に沿って西進及び南進し国道139号との交点に至り、西富士猟区界に沿って東進し山梨県境との交点に至り、県境に沿って北進し起点に至る一円の区域。

104. **大井川特定猟具（銃）使用禁止区域**
国道150号再島西交差点を起点とし、同国道を東に進み、焼津市市道（港湾道路）との交点に至り、同市道を南下し海岸線に至り、海岸線に沿って西に進み、大井川河口鳥獣保護区との接点に至り、同鳥獣保護区界を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域。

指定猟法禁止区域

1. **天竜川下流域指定猟法禁止区域**
浜松市中央区白鳥町地内の東名高速道路と県道344号線（二俣浜松線）との交点を起点とし、同地点から東名高速道路に沿って東進し、東名高速道路天竜川橋に沿って天竜川を渡り、同地点から県道343号線（上野部豊田竜洋線）との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、国道150号との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、掛塚橋に至り、同地点から同橋を渡り、県道344号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道金折22号線に移行し、安間川銃猟禁止区域との境界線に至り、同地点から真東を見通した安間川左岸における市道老間27号線と県道344号線との交点に渡り、同地点から県道344号線に沿って北進し、市道中野町国吉線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、再び県道344号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。

狩猟鳥獣捕獲禁止区域

1. **桜木西郷狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域**
原里の原野川に架かる高山橋左岸を起点とし、県道大和田森線を東進し、農道小柿沢線との交点に至る。同地点より同線を南進し、林道七窪線との交点に至る。同地点より同線を南進し、市道山中線との交点に至る。同地点より同線を南進し、県道焼津森線との交点に至る。同地点より同線を南進し、農道三ノ谷上段線との交点に至り、同所から同農道を南へ進み、農道三郷後久線との交点に至り、同所から同農道を南へ進み、同農道の終点に至り、同所から南西に進み、市道大谷１号線に至り、同所から同市道を南東に進み、県道焼津森線との交点に至り、同所から同県道を南進し、市道五明縦断線との交点に至り、同所から同市道を南進し、下五明橋に至り、同所から倉真川右岸に沿って北進し、県道原里大池線との交点に至り、同所から同県道を北上し、池辺神社に至り、同所から同神社南側に沿って進み大池調整池西側を巡って、県道原里大池線との交点に至り、同所から同県道を北進し、県道焼津森線との交点に至り、同地点より同線を南進し、県道掛川天竜線との交点に至る。同地点より同線を北進し、市道本郷橋原線との交点に至る。同地点より同線を西進し、県道原里大池線に入り起点に至る線で囲まれた区域。

2. **東山口狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域**
掛川市から御前崎市に至る県道掛川浜岡線にかかる橋梁山口橋を起点とし、同線を北進し、市道成滝本通り線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、県道日坂沢田線との交点に至り、同地点より同線を北東に進み、掛川市と島田市との境界に至り、同地点より同境界を西に進み、東名高速道路との交点に至り、同地点より同線を東に進み、東名高速道路に沿って北進し、市道旧南郷五百済線２号との交点に至り、同地点より同線を東進し、市道杉谷成滝線との交点に至り、同地点より同線を北進し、市道満水神代地川線との交点に至り、同地点より同線を東進し、市道田島３号線との交点に至り、同地点より同線を北進し、県道掛川浜岡線との交点に至り、同地点より同線を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域。

3. **西方狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域**
県道菊川停車場伊達方線と市道宮前西方線との交点を起点として、市道宮前西方線を西進し、主要地方道掛川浜岡線との交点に至り、同地点から同線を西進し、掛川市境（後山トンネル）に至り、同地点から同市境を東北に進み、市道上代柳沢線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道奥山本線との交点に至り、同地点から同線を南西に進み、市道公文名富田線を経て県道菊川停車場伊達方線との交点に至り、同地点から同線を南下し起点に至る一円の区域。

4. **小笠山 狩猟鳥獣捕獲禁止区域**
県道磐田掛川線の袋井市と掛川市の市境を起点とし、市境を南進し岡崎奥三沢線との交点に至り、同地点から同市道を西進し市道近江ケ谷線との交点に至り、同地点から同市道を北進し二級河川小笠沢川左岸堤防に至り、同地点から同堤防を南進し市道菩提１号線との交点に至り、同地点から同市道を南進し県道袋井小笠線との交点に至り、同地点から同県道を北西に進み市道北谷線との交点に至り、同地点から同県道を北進し、県道磐田掛川線との交点に至り、同地点から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域。

猟　区

西富士猟区
国道139号と市道宝山蕨平線との交点を起点として市道宝山蕨平線を南進し市道根原５号線との交点に至り、市道根原５号線を東進・南進して根原415-3との交点に至りこれを東進し根原406-2との交点に至り、同番境界線に沿って北進・東進して根原380番との交点に至り、同番境界線に沿って東進・北進し根原492-13との交点に至り、東進して山梨県境に至り南進して市道富士丘三ケ水線との交点に至り、西進し根原368-1との交点に至り同番境界線に沿って西進し根原164番との交点に至り、同番境界線に沿って南進し根原122-22との交点に至り南進し市道朝霧三ケ水線との交点に至り、西進し根原122-6の西側境界線に沿って北進し根原198-1との交点に至り、西進し根原200-6との交点に至り、西進して市道宝山蕨平線に至り根原217-3との交点を西進し根原215-1と同225番との交点に至り、北進し根原215-2・同215-7・同215-8の西側境界線を北進し根原320-1との交点に至り西進し国道139号との交点に至り、同線を南進し麓496-4との交点に至り、里道を北東に進み麓川に至り、北進し麓610番との交点に至り、西進し市道麓３号線に至り、北進し東海自然歩道の麓沢を渡り同線に至り、麓川・白水沢を西進し麓165-5西側境界線との交点に至り同境界線に沿って北進し麓166-1北西境界線に至り、東進して農道根原18号線に至り東進し根原282-4との交点に至り、東進し国道139号に至り起点に至る線で囲まれた区域のうち、鳥獣保護区及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第8条に掲げる区域を除いた区域。但し、次の土地は区域外とする。

根原字宝山202、203-3、203-4、247、249、250-1、250-3、250-4、251、252、255、256-4、272-5、272-6、279、285、286、288、290、291-1〜291-3、292-1、292-3　〜292-5、293、295、296、296-2、297、298、299-1、299-3、300、302-1、302-5〜302-7、304-1、304-2、305-7、305-8、307-1、307-4　〜307-7、308、309-3〜309-8、310-1〜310-3、311-1、311-2、313-1　〜313-4、314-1、314-3、315-1、316、316-2、317-1、317-2、318-1　〜318-5、319-1　〜319-3、323-3、325、326-1、326-2、327、327-2、328、329、329-2、330、331-1、331-2、332〜340、341-1、341-2、342、342-2〜342-4、343、343-2、343-3、344-1〜344-3、345-1〜345-3、353、355-2、355-3、355-6、356、358-2、371-1、371-6、371-7、372-1　〜372-3、373-1、374-1、375-1、375-2、375-5、375-6、376-1、376-3　〜376-5、378-1、379、381、382-1、382-2、387-5、387-6、393-1〜393-3、394、395-1、397-1〜397-6、432-1、432-3、432-5、432-6、433-5、434-12、451-1〜451-3、452-1〜452-6、453-1、453-2、454-1、454-2、455-1〜455-4、456〜460、461-1、461-2、462-1、462-2、463-1、463-2、465-1　〜465-5、466-1〜466-3、467-1〜467-4、468-1〜468-5、469、470、471-1、471-2、472、473、474-1　〜474-4、475、476、476-2、477-1　〜477-4、478-1　〜478-8、479-1　〜479-3、480-9、482、483-1〜483-5、484-1〜484-7、485-1、485-3、485-5〜485-7、486-1〜486-3、487-1、487-3、488-1、488-2、488-4、489-1、490-1、490-3、麓字家の前1、2、3、5、8、9、10、12、18、19-1、20、23〜25、29-1、29-3、30〜32、34、46-2、47、48-1、49-1、50-1、51〜54、60-2、60-3、61、62-1、62-3、62-4、63-1、65-1、66-1、69-1、69-2、70、72、74、75-1、75-2、76-1、麓字東84-1、85-1、90、92、93-1、93-2、95-1〜95-18、95-20、95-23〜95-111、97-2〜97-6、102-1〜102-28、105-1、麓字道下106-1、106-2、108、109-1、109-2、110-1、110-2、111-1、111-2、112-1　〜112-4、113〜115、118、119-1、119-2、120-1〜120-3、121〜124、125-1、125-2、126-1、126-2、127、128-1、128-2、129〜131、133〜139、143〜153、155-2〜155-10、麓字道上164-3〜164-6、麓字白水澤山165-6〜165-18、麓字金山澤166-2〜166-4、麓字大方山171-3、171-4、麓字大丸山173-2、173-3、麓字瀬ケナギ174-3、麓字九十揮197-3、麓字上水久保201-2、204、205、207、211-1、211-2、212、215〜219、225、226、230、231、234、236、237、240-3、243〜245、248、249、251、252、254、255、259〜261、267〜270、274〜276、麓字下水久保277〜281、283、285〜287、291、292、296、297、299〜306、308〜310、313、314、321、322、324、325、327、328-1、328-2、329、330、332〜338、340〜344、345-1、345-2、348〜365、366-1〜366-6、376-1、376-2、376-4、376-5、377-4、378-2、381、382-4、383-1、386-4、390-1、392-1、393、麓字浅華394-1、394-3、395、396-1〜396-3、396-9　〜396-13、397、398-1　〜398-3、399-1、399-3〜399-5、400-1〜400-3、401-1、401-2、404、405、405-2、406〜410、411-1、411-2、412-1〜412-3、413-1、413-2、414、415-1〜415-3、416、417、417-2、418、419、420-1　〜420-4、421、422-2、423-1、423-3、423-4、431〜435、436-1〜436-10、437-1、437-2